慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	占領期日本における税務行政と所得税減税 : 戦後減税政策の開始
Sub Title	Tax administration and income tax cuts during the American occupation of Japan : initiation of the postwar tax cut policy
Author	村松, 怜(Muramatsu, Ryo)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2011
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.2 (2011. 7) ,p.207(55)- 250(98)
JaLC DOI	10.14991/001.20110701-0055
Abstract	1947 年に申告所得税が導入されたことにより数多くの問題が生じたことから, 税制当局において所得税に依存するべきではないという認識が生まれ, 所得税減税の方針が採られるに至る。それはシャウプ勧告を経て, 50 年度より本格的な所得税減税として実現された。しかし一方で, 申告所得税の問題を解決するために行われた税務行政の「大転換」は, 申告・源泉所得税間の不均衡につながり, ひいては新たな所得税減税の要因を生むこととなった。 With numerous problems caused by the self-declared income tax in 1947, the recognition by the tax authority that income taxes cannot be depended upon led to the adoption of an income tax reduction policy. After publication of the "Report on Japanese Taxation by the Shoup Misson," a full-fledged income tax reduction was enacted in 1950. However, on the other hand, the "large conversion" of the tax administration was performed to solve the problems of self-declared income tax, linking to an imbalance between tax returns and withholding taxes, while causing the appearance of factors for new reductions in income tax.
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110701-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

占領期日本における税務行政と所得税減税―戦後減税政策の開始―

Tax Administration and Income Tax Cuts during the American Occupation of Japan：Initiation of the Postwar Tax Cut Policy

村松 怜(Ryo Muramatsu)

1947 年に申告所得税が導入されたことにより数多くの問題が生じたことから，税制当局において所得税に依存するべきではないという認識が生まれ，所得税減税の方針が採られるに至る。それはシャウプ勧告を経て，50 年度より本格的な所得税減税として実現された。しかし一方で，申告所得税の問題を解決するために行われた税務行政の「大転換」は，申告・源泉所得税間の不均衡につながり，ひいては新たな所得税減税の要因を生むこととなった。

Abstract

With numerous problems caused by the self-declared income tax in 1947, the recognition by the tax authority that income taxes cannot be depended upon led to the adoption of an income tax reduction policy. After publication of the “Report on Japanese Taxation by the Shoup Misson,” a full-fledged income tax reduction was enacted in 1950. However, on the other hand, the “large conversion” of the tax administration was performed to solve the problems of self-declared income tax, linking to an imbalance between tax returns and withholding taxes, while causing the appearance of factors for new reductions in income tax.

「三田学会雑誌」104 巻 2 号（2011 年 7 月）

占領期日本における税務行政と所得税減税

——戦後減税政策の開始——*

村　松　　怜**

（初稿受付 2011 年 3 月 30 日，
査読を経て掲載決定 2011 年 5 月 16 日）

要　　旨

1947 年に申告所得税が導入されたことにより数多くの問題が生じたことから，税制当局において所得税に依存するべきではないという認識が生まれ，所得税減税の方針が採られるに至る。それはシャウプ勧告を経て，50 年度より本格的な所得税減税として実現された。しかし一方で，申告所得税の問題を解決するために行われた税務行政の「大転換」は，申告・源泉所得税間の不均衡につながり，ひいては新たな所得税減税の要因を生むこととなった。

キーワード

戦後減税政策，占領期，申告所得税，税務行政

はじめに

日本税制の特徴の一つとして低い租税負担率という点が挙げられる。中でも消費課税の規模が小さいことは周知の通りであるが，同時に個人所得税の規模が小さいという点もこれまで指摘されてきている（宮島 [1986:119f.]，神野・池上編 [2009]）。OECD の統計を見ると（表 1），日本の個人所得税の対 GDP 比は，一貫して低い位置にあることがわかる。特に注目すべきことは，他国では個人所得税負担が上昇しているのに対し，日本では 1950 年代から 70 年代初頭までの高度成長期において個人所得税負担がほとんど上昇していないことである。それは図 1 が示すように 50 年代から毎年のように所得税の減税を行ったためであった。この所得税減税は，第一に，日本の低い所得税負担を顕著にし，日本の国税の中心は所得税であることから，日本の租税負担全体をも低位に安定させる

＊　本稿は日本財政学会第 67 回大会において報告した内容を加筆・修正したものである。同学会においては討論者をお引受け頂いた長崎大学の赤石孝次先生より有益なコメントを頂戴した。ここに記して謝意を表したい。

＊＊ 本研究は科学研究費補助金（特別研究員奨励費，課題番号 22・2290）の助成を受けた。

表 1　個人所得税 (地方税を含む）の対 GDP 比

（単位：%）

年	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2007
フランス			3.62	3.65	3.75	4.66	4.90	4.48	4.89	7.98	7.92	7.41
ドイツ	5.92	7.06	8.20	8.40	10.28	10.80	10.34	9.59	10.23	9.41	8.10	9.10
日本	4.19	3.11	3.94	4.21	4.98	6.16	6.77	8.09	6.00	5.69	5.01	5.54
スウェーデン	12.75	13.40	16.21	18.82	19.03	19.03	18.35	20.11	15.89	17.22	15.63	14.92
イギリス	6.89	7.76	10.06	11.57	13.98	10.24	9.63	10.43	9.82	10.66	10.41	10.86
アメリカ	7.82	8.67	7.81	9.88	8.86	10.31	9.67	10.12	9.96	12.53	9.66	10.77
EU15ヵ国平均	6.16	6.29	7.16	8.29	9.92	10.67	10.97	10.73	10.47	10.61	10.17	10.37
OECD加盟国平均	6.05	6.37	6.95	8.12	9.29	10.14	10.15	10.43	9.71	9.60	9.16	9.38

出所：OECD. Stat

図 1　税制改正による所得税の減収：平年度（税制改正前の税収見込額に対する比率）

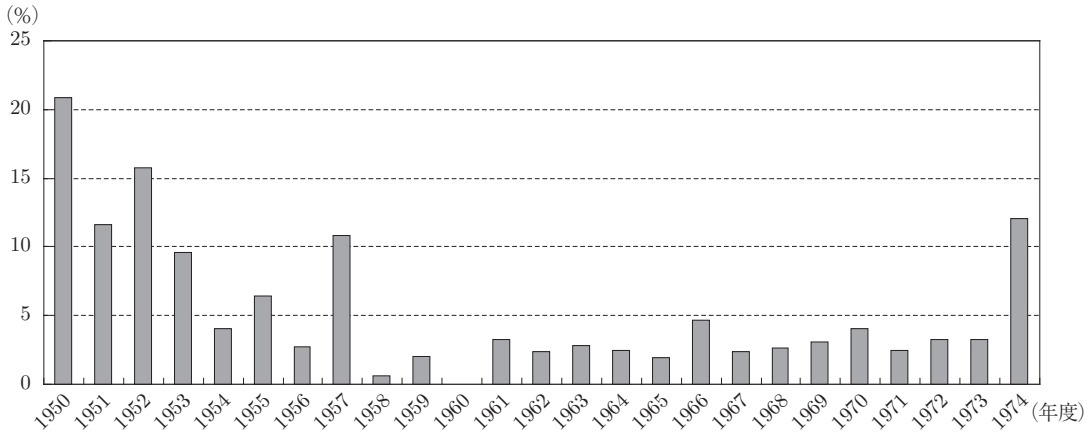

注）税制改正前の税収見込額は『国の予算』各年度版，税制改正による減収額は，50～52 年度：税制調査会 [1960:8]53 年度以降：『財政金融統計月報』236 号，492 号を元に作成。ただし 25 年度は税制改正前の税収見込みを入手できなかったため，「当初予算税収額 + 税制改正による総減税額（平年度）」として求めた。

ことにつながったという点で重要な意味を持つ[(1)]。第二に，この時期の所得税減税は，石油ショック以降，公債発行が急増していく財政危機下における税制改正にも大きな影響を与えたという意味においても重要である。すなわち，水野勝[(2)]によれば，「わが国で所得税が引きずっている強烈なイメージは，減税指向」であり，そのため財政危機下においても「所得税の大幅増税論を打ち上げて，世の中に，そして国会に持ち込んで行くということは現実的に無理だと考えざるを得」なかった（水

(1)　個人所得税の負担全体を論じようとすれば国税の所得税だけではなく，地方税の住民税も無視はできないが，本稿での議論の対象は国税の個人所得税に限られることを断っておく。ただし，しばらくは制度的に所得税の控除引上げが，住民税の課税に直接的に影響を与えるものだったのであり，国税所得税の減税によって，自動的に住民税の所得割も減収しうるものであった。1961 年度に国税所得税の改正が住民税に与える影響を遮断するための制度改正も行われたものの，「所得税との分離切断は，住民税が所得に対する課税である限り完全ではあり得ない」という指摘もある（小川 [1967:34ff.]）。

(2)　水野勝は 1955 年大蔵省主税局に入り，85 年から 88 年には主税局長を務めた人物である。

野 [2006:177f.])。つまり，この時期の所得税減税は財政危機下における所得税の増税という選択を塞ぐことにつながったのである。事実，石油ショック以降においても税制改正による所得税の増税が行われたことはほぼなかったと言って良い。したがって，政府は新しい財源として一般消費税の導入を図ることとなったのであるが，それが大きな困難を伴ったことは周知の通りである。

このような長期の所得税減税はいかにして行われたのか。本稿は，それを明らかにする足がかりとして，所得税減税の初期にあたる，占領期末の所得税減税が行われるに至る過程を明らかにする。そこでは税務行政が一つの大きな問題であったことが明らかになるであろう。本稿では長期の所得税減税全体を論ずることはできないものの，本論で明らかにするように，占領期の所得税の問題がその後の所得税減税とも関わっているという意味で，この時期を見ていくことは重要である。

1. 申告所得税の導入

占領期に行われた所得税減税との関係において非常に重要なことは，1947（昭和 22）年度の税制改正において申告所得税が導入されたことである。これから詳しく見ていくように，申告所得税の導入によって徴税の混乱，ひいては税務当局に対する反税運動など，税務行政上の様々な問題が生じた。それが大蔵省主税局に所得税減税方針を採らせる大きな要因となったのである。本節ではその申告所得税が導入されるに至った過程を見ていく。

1–1. 1947 年度改正以前の税制

終戦後の税制問題は，インフレへの対応あるいは膨張する予算への財源確保を焦点として生じてきた。1945 年度中の税制改正は，物価の上昇に対応するために，主に所得税や営業税の基礎控除あるいは免税点を引上げるといった改正が応急措置的に行われた。翌 46 年度には膨張した予算に対応して，主に所得税および酒税の税率引上げによる増税が行われた。もう一方で大きな問題となっていたのは，もともと戦後の賠償を支払うため，一度限りの財源として検討されていた財産税であり（平田他編 [1979a:173]），これは最終的に戦時補償特別税と並んで 46 年度の半ばに成立した。このように 46 年度までの税制改正は，それまでの税制に大きな変更を加えるものではなかった。終戦後において大きな税制改正が行われたのは，その翌年の 47 年度であり，その大きな改正の中心は所得税であった。

47 年度改正以前の税制はどのようなものであったのか。46 年度の税収の構成を見ると，税収（決算額）は 297 億円（財産税収，専売納付金および印紙収入は含まない）であったが，そのうち最も大きなものは所得税の 122 億円であり，税収の 41.2 %を占めていた。続いて増加所得税，酒税，物品税が，それぞれ税収の 19.8 %，8.0 %，7.6 %を占めていた[(3)]（大蔵省財政史室編 [1978:258]）。したがって，当時の税制の中心は所得税であったが，46 年までの所得税制は 1940 年に行われた改正によっ

てほぼ形成されたものであった。46 年度当時の所得税制の特徴を挙げると，第一に，所得を各種類に分類し，それぞれの所得に応じて異なった税率により課税する分類所得税，および各種の所得を総合した上で一定金額を超えた部分に対して累進的な税率によって課税を行う総合所得税の両者に分かれていた。46 年度当時，分類所得税は所得が 8 種類に分けられた上で課税されており[(4)]，総合所得税は 1 万円を超えた所得に対して 35 %から 67 %の税率で課税されていた。第二に課税の方法として，配当利子所得，勤労所得および退職所得に対する分類所得税は源泉課税されていた一方，その他の所得に対する分類所得税は原則として前年中の実績により課税されることとなっていた。総合所得税についても原則として前年の実績によって課税されていた。前年の実績で課税をする際，納税者は前年の所得について政府へ申告するが，税務当局はそれを参考にしつつ独自に課税標準を決定した上で税額を算出し，納税者へ通知するという「賦課課税方式」が採られていた。

税務当局が個人の所得額を査定する際には，事業者の帳簿記録が不十分であることが多かったこともあり，推計による査定を行うことが通常であった。その査定方法の一つとして,「権衡査案」という方法が用いられていた。「権衡査案」とは,「各税務署で，同一業者に属する業者をリスト・アップし，そのうち詳しく実地調査した納税者の所得を柱として立て，これと比較しながら事業規模その他の点から同業者の所得を推定し，精通した税務官吏の常識的な判断をもとに，同業者全体についてバランスのとれた所得を査定するやり方」である（大蔵省財政史室編 [1977c:319][(5)]）。すなわち，必ずしも個々の納税者について詳しく調査を行った上で所得額を査定していたのではなく，このような方法による推計をもとに課税がなされていた。当時の賦課課税制度の下では納税者の所得申告が行われるものの，このような方法で所得額が査定され，所得申告は重要視されていなかったとされる（大蔵省財政史室編 [1977c:320]）。

しかしながら，46 年度に至り，総司令部内においてこの所得税に対する批判がなされていた。すなわち，経済科学局（Economic and Scientific Section: ESS） 財政課（Finance Division）のヘンリー・シャベル（Henry Shavell）が「日本における所得税」と題した文書において,「大半の所得税収入が前年所得を基準とし，そのため公平負担の達成が著しく妨げられていると同時に増大する政

---

(3)　増加所得税について詳しくは後述するが，増加所得税も基本的には 46 年度限りの臨時的な税であり，その他にも同年に徴収されていた臨時利得税といった臨時のものがあった。そのため，経常的な税のみでは 225 億円であり，所得税がその 54.3 %，酒税が 10.5 %，物品税が 10.0 %を占めることとなる。また，ここでは専売納付金を税収に含んでいないが，46 年度の専売納付金は 73 億円と大きく，その中のほとんどはたばこからの利益である（大蔵省財政史室編 [1982:301]）。したがって，これを税収とみなすと以上の数字はまた大きく変わってくる。

(4)　不動産所得，配当利子所得，事業所得，勤労所得，山林所得，退職所得，清算取引所得，譲渡所得の 8 種であった。

(5)　その際,「同業者団体に諮問し，同業者団体がみた所属業者の所得の格付を申告させ，これを参考とするようなことも行なわれた」という（大蔵省財政史室編 [1977c:319]）。権衡査案や業者団体の利用についてもう少し詳しくは,『財政史ニュース』第 65 号:21f., 1973 年 7 月 11 日を参照。

府支出に対応しえないものとなっている」と指摘した上で,「個人および法人所得税は（中略）当年所得をベースとして徴収されるべきである」と述べていた。また,「所得の算定は元来，納税者の責任であって政府の責任ではない」と述べ，政府決定による賦課課税を批判していた（大蔵省財政史室編 [1977b:189f.]）。

47 年度の税制改正に関する議論は，以上のように批判していた総司令部に先導される形で始められたのであった[(6)]。

1–2. 1947 年度所得税改正

46 年 10 月に開かれた大蔵省，総司令部間における税制改正に関する第一回会談において，総司令部財政課のシャベルより「来年度においても相当多額の歳入不足を生ずると思われるので，税制を改正してその年の所得からできるだけ多くの税金をとるという方向に進むべきであり，又これによりインフレ防止に資することになる」と伝えられた。また同時に,「現在の日本の税制の基調が所得を国民層に広く分配されるやうに配慮されておらず，又，分類所得税の税率が高く綜合所得税の累進の程度が緩慢である。従って，将来の税制の基調は，国民層に広く所得を分配するやうに配慮し，綜合所得税の累進の程度をきつくすべきである」と述べ，所得税の累進性を上げるべきだと主張した[(7)]。11 月にはシャベルより所得税改正に対する勧告が出された。そこでは第一に源泉課税されている所得以外のものに関しても所得の予算申告を行い，それに基づいて納税すること，第二に,「比較的高率な分類所得税の税率と累進の緩慢な綜合所得税の税率により，累進的負担の効果が減殺されている」という理由から,「所得税の課税はすべての所得を包括し，適用すべきである」とし，分類所得税の廃止が勧告された（大蔵省財政史室編 [1977b:193ff.]）。

その結果，47 年度の税制改正によってこれらの内容が実現し，同改正の方針の第一において,「所得税を租税体系の中枢として収入の根幹を形成せしめることを目途とし，国民所得の現状，国民生活の実情及び財政需要の現況において，全国民が各その分に応じてこれを負担する趣旨のもとに，あらゆる所得を綜合し，累進税率により課税することとし，当年の所得により課税所得を計算し，納税者がその申告するところにより自ら税額を算出して，納税する予算申告納税制度を採用すること」とされた（傍点は引用者）[(8)]。こうして分類所得税が廃止され，同時に，前年実績に課税されていたも

(6)　当時主税局国税第一課長であった前尾繁三郎は次のように述べている。「その仕事（財産税および戦時補償特別税：引用者注）が済みますと，すぐ今度は，おそらく来年度は非常なインフレとともに財政収支がとれぬだろう，つぐなわぬだろうという問題が眼前に控えておりまして，それから要するに根本的に日本の税制を検討しようということになって，私はその方の担当として連日司令部と話合いを始めるようになりました。」（前尾繁三郎口述「終戦直後の財産税構想と徴税問題（その二）」: 3, 昭和 27 年 5 月 26 日，大蔵省大臣官房調査課『戦後財政史口述資料』第三冊。以下『口述資料』として引用）。

(7)　主税局「税制改正に関する司令部との第一回会談顛末」（昭和 21 年 10 月 21 日，大蔵省財政史室編 [1981:1093ff.]）。

のに関しては当年の予算申告納税へと替わり，賦課課税方式が廃止されることになった。

成立した所得税制における納税方法は次のようなものであった。第一に，毎年の 4 月 1 日において，その年中における所得金額が基礎控除額の 4,800 円を超えると見積られる個人は，同月 30 日までに所得金額および所得税額の見積り額等を記載した申告書を政府に提出する，すなわち予定申告を行うこととなっていた。その予定納税額は年数回に分けて納められることとなった。ただし源泉徴収を受ける給与所得者は，一部の例外を除いて予定申告をする必要がなかった[(9)]。第二に，年の途中において所得の見積り額に増減があった際は，年の途中に修正予定申告を行い，納税額を調整することとされた。第三に，翌年 1 月に確定申告を行い，予定税額との差異を調整することとされた。第四に予定申告，修正予定申告または確定申告があったものについて，その額が政府において調査したものと異なる時は，政府はその額について「更正」，すなわち課税標準あるいは税額の変更をなすことができるとされた。また，予定申告あるいは確定申告が必要と認められる者が，その申告をなさなかった場合は，政府の調査によって所得金額・所得税額を「決定」することができるとされた。

1–3. 主税局の懸念

一方，日本政府において税制改正を担当する大蔵省主税局はどのような考えを持っていたのか。

まず当時の状況に関して主税局長の前尾繁三郎は，「インフレが高進して来た場合に，なんとしてもその年の所得によってその年の税金をとらなければ収支のバランスがとれないということはわかり切ったことでありますし，何らか，その年の所得に対してその年の税金をとる方法を考えなくちゃならぬ[(10)]」，そして「何としても赤字を出さぬ予算をつくらなくちゃならぬ[(11)]」という認識は持っており，その意味で総司令部によって指摘されていた，当年所得への課税に関してはその重要性を認識していたと言える。しかしながら一方で，前尾が「申告納税については，もちろんこれはわれわれとしても自信が持てませんでした。従来の申告でも非常にいいかげんのものが出ておる。ところが予算申告納税制度となれば，結局自分が所得を見積って申告するという制度でありますから，日本人の現在の知識の程度ではとうていそれは不可能に近いのじゃないか，まったく期待できない[(12)]」と述べていたように，実際上の問題として予算申告課税の採用に強い懸念を持っていた。

したがって前尾は，仮に予算申告納税制度を導入するとしても，「これは何としても申告だけではいかぬ，税務署がもう一ぺん更正・決定しなくちゃならぬ，ところが日本の実情として税務署もそ

---

(8) 「税制改正に関する法律案要綱」（昭和 22 年 2 月 28 日閣議決定，大蔵省財政史室編 [1981:1103ff.]）。

(9) 具体的には，給与所得および退職所得の収入金額（退職所得については，収入金額の半額に相当する金額）の合計が 6 万円以下で，かつその他の所得の金額が 1,000 円に満たないと見積られる時に，予定申告の必要がなかった（所得税法第 21 条）。

(10) 前掲前尾口述：5。前尾は 47 年 2 月 6 日より主税局長となっている（同年 12 月まで）。

(11) 同上：6f.。

(12) 同上：4。

んなに正確な所得を知っているわけでも何でもないので，これはまったくむやみやたらに課税するよりしかたがないのだ，だから今で言えば更正・決定という方法でもって，そのときにはもう従来のやり方以上に荒っぽいやり方でとってやって行く，おそらく非常な非難が出るだろう」とした上で，「しかしそれに対して司令部がかまわぬというなら，自分は申告納税制度をとる」ということを司令部側に伝えたのであった(13)。

2. 税務行政の大混乱

2–1. 1947 年度の財政状況

以上のように成立した 47 年度の所得税制であるが，それは同年度中から大きな問題を引き起こすこととなる。それは当時の財政状況と大きく関わっているため，当時の財政状況を先に見ていく必要がある。

前年の 46 年度予算は，歳入の大部分を財産税等の臨時的な税収および，公債・借入金に負っていた。46 年度一般会計の歳入決算額は 1,189 億円であったが，公債および借入金がそのうちの 37.4 %，特別会計からの繰入れ（財産税等収入金特別会計によってほとんどが占められている）が 24.4 %，増加所得税(14)が5 %を占めており，これらを含む臨時的な収入が実に全体の 72.8 %を占めていた。言い換えれば，経常的な収入によって賄われた歳入は全体の 27.2 %に過ぎず，そのうちの 18.8 ポイントが租税であり，専売益金が大部分を占める官業及官有財産収入が 7.1 ポイントとなっていた。税収のうちで最大のものであった所得税でも，歳入全体の 10.3 %を占めているに過ぎなかった。し

---

(13) 同上：7。別の機会に前尾は，以上のことを次のようにも述べていた。「何としても予算課税制度をとらないと，インフレに間に合わない。（中略）それで予算課税だけはとらなければならんとぼくも考えた。こうなってくると，もうこっちはだんだん弱くなってきたわけです。だから，事実は，予算課税といいながら，結局最終的には更正決定をやって，それによって従来とそう違わないことになってくるのだろう。ただ，その間に三回も予算で納税者自身が税金を払っていかなければならない。それをどういう風にもっていくということが――だいいちまた一年分を見積って計算するといっても，実績ならわかるけれども，見積らなければならんから，そんなことまで納税者ができるかどうかという不安がありました。だから，これはどっちにしても更正決定をやらなければならん。賦課課税と実質ではそう違わない。最終的には税収は入るけれども，予算申告の場合に税金がどんどん入ってくるとは予想できない。（中略）結局，三回まではいいかげんな申告をして，早く更正決定をやり，それでつじつまを合わせるよりしょうがないと……。腹の底はそう思っていたのですよ。」（平田他編 [1979a:266]）。

(14) 増加所得税は従来の前年実績の所得税が，47 年度から実施される見込みであった予算申告納税へ替わるに際して生じる問題に対応するという意味を持っていた。すなわち，46 年度の所得税は 45 年の所得の実績において課税しているが，47 年度には当年所得の申告納税となるため，46 年分の所得に対する課税が存在しないこととなる。したがって，46 年中に生じた所得から 45 年の所得を引いた分，すなわち 45 年から 46 年にかけて増加した所得の部分に対して課税する増加所得税が設けられたのである。これは当時の財源不足を賄うため，日本政府側から発案されたものであった（平田他編 [1979a:255f.]）。

かし 47 年度においてこのような状況は大きく変わることとなり，インフレの抑制という点から健全財政が強く志向されることとなった。

47 年度当初の予算は約 1,145 億円となったが，「財政面よりインフレーションの昂進する余地をなからしめることにありとの確信の下に凡ゆる努力を傾けて財政収支の均衡を達成することに努めた」[15] 結果，公債発行は約 49 億円に抑えられた。歳入の多くを占めたのは租税および官業及官有財産収入であり，それぞれ 688 億円，259 億円とされた（大蔵省財政史室編 [1982:221]）。税収では所得税および酒税がその大部分を占め，それぞれ 413 億円，141 億円とされた[16]。

しかし同年度中に，大きな額の追加予算が必要とされるに至った。47 年度に補正予算が組まれた回数は実に 15 回にのぼったが，中でも 11 月に成立した第 7 号の補正予算が最大のものであり，約 856 億円の追加となった。それに対応して年内の増税，自然増収見積りの計上等が行われた結果，47 年度の税収が 1,322 億円とされ，当初の 688 億円と比較しておよそ 2 倍の額となった（大蔵省主税局調査課 [1952:176]）。

この他のすべての補正予算も合計すると，総額で 998 億円の追加となり，最終的な予算は 2,143 億円に達した。これは当初予算の 1,145 億円と比べると 1.8 倍以上のものであった。46 年度も補正予算によって予算額は当初の倍以上に達していたが，その際は財産税等の臨時的な税収や公債によって追加財源を賄っていた。それに対し，47 年度は一般的な税の増税，あるいは自然増収見積りによってその多くが賄われ，巨額の追加予算に対しても公債を計上することがなかった。それどころか，当初発行が予定されていた公債について，補正予算の中でそれをゼロへ削減していた（大蔵省財政史室編 [1982:274]）。

最終予算の歳入で最も大きいものは 690 億円計上されていた所得税であり，歳入全体の 32.2 %，税収全体（1,343 億円）に対しては 51.4 %を占めていた。その内訳は源泉所得税が 198 億円であったのに対し，申告所得税が 492 億円であった。46 年度は税収の中で最大の所得税でも，歳入全体の 10.3 %を占めているに過ぎなかったことを考えると，47 年度には税収の重要性，特に所得税の重要性が飛躍的に高まったと言えよう（大蔵省財政史室編 [1982:297]，大蔵省財政史室編 [1981:262f.][17]）。したがって，後に見るように 47 年度における国民の租税負担も，前年と比較して飛躍的に上昇したのであった。

（15） 主計局「昭和 22 年度一般会計予算上奏資料」（昭和 22 年 3 月 1 日，大蔵省財政史室編 [1981:981ff.]）。

（16） 47 年度の改正により，所得税では諸控除の引上げ等が行われる結果，約 89 億円の税制改正による減税が見込まれていた。また，酒税は増税の結果，約 107 億円の増徴が見込まれていた（大蔵省主税局調査課 [1952:169]）。ここの予算額はこれらを反映させた後の数字である。

（17） 所得税に続いて大きいものは，専売益金が 513 億円となっており，その次は酒税が 239 億円となっていた。

2–2. 徴税の不振

以上のように 1947 年度は，歳入における租税の役割が飛躍的に高まった年であったが，そこで大きな問題が発生した。それは税制の中心である所得税，中でも新しく導入された申告所得税の申告・納税実績が悪く，税収がその予算額に追いつかないということであった。

当初予算における申告所得税の見込みでは，申告人員が 495 万人，申告所得金額が 1,000 億円，税額が 295 億円とされていたが，一度の予定申告を終えた 47 年 7 月 15 日の時点で申告人員 425 万人，所得金額 651 億円，税額 77 億円の予定申告となっており[(18)]，申告税額は当初予算の 26.2 %に過ぎなかった。また，7 月末時点における申告所得税の収入額はわずか 18 億円であり，当初予算額に比べて 6.2 %にしか過ぎず，実際の徴収の状況は非常に悪かった。さらに，第 7 号補正予算による巨額の追加予算の結果，所得税収の予算額は 256 億円の増加を見ることとなったが，一方で申告所得税の収納額は 10 月末の時点においてもわずか 42 億円であり，申告・徴収状況の悪さはさらに深刻さを増すこととなった。他方，源泉所得税は 10 月末までに 108 億円徴収されており，同税当初予算額の 91 %の収納額を示していた。これと比較すると，この申告所得税収の小ささは一層際立ったものとなる。

そのような事態に対し，47 年 10 月に主税局は「税務行政の現状とその対策」という文書を作成しており（大蔵省財政史室編 [1981:1114ff.]），所得税の申告状況が悪い等の問題が生じた理由として，以下の点を挙げている。第一は，戦時を凌ぐほど「国民租税負担が激増したこと」であり，それがひいては納税者の激増へつながり，税務行政の大きな負担となっているとされた。第二は，「現在の我が国の国民経済の不健全性」であり，特に闇取引の横行が税務行政の執行を困難にしているとされた。第三は，したがって，「真面目にやっては損だという考えが流行していること」，および「敗戦による国家活動に対する不信と放心等」が「納税思想の低下」につながっているとされた。第四に，「頻繁な新税の創設と税制の改正」も税務行政に大きな負担を与えているとされた。第五は，税務職員に未熟練者が多い等の問題から，税務の増大に対応しきれていないとされた[(19)]。

巨額の追加予算に関する議論が行われていた 10 月になると，「租税収入確保に関する措置」が閣議決定され，そこでは以上のような申告所得税の状況が「このままにて推移せんか，租税収入の相当部分は単なる机上の空文に終わる虞れがある」とした上で，「進んで誠実な申告納税を励行せしめるために，強力な租税危機突破のための国民運動を興すこと」が必要とされると同時に，税務官署の執務態勢整備がうたわれた[(20)]。

（18）「租税収入確保に関する措置」（昭和 22 年 10 月 28 日閣議決定，大蔵省財政史室編 [1977b:278ff.]），主税局「税務行政の現状とその対策」（昭和 22 年 10 月 13 日，大蔵省財政史室編 [1977c:393]）。

（19） 当時の税負担の問題，税務職員の問題等に関して詳しくは後述する。

（20）「租税収入確保に関する措置」（昭和 22 年 10 月 28 日閣議決定，大蔵省財政史室編 [1977b:278ff.]）。

2–3. 目標制度

このような状況の中で，徴税のための一つの方策として主税局により採られたものが，徴収の目標額を税務当局に提示するということであった。第一回の予定申告の状況が明らかになった際，主税局では，「これではとても予算額に達しないので，まず，課税額を仮更正で一応確保しようと計画」した。そして，「そのときの提案として，申告所得税の予定納税額が，仮更正すれば大体この程度のものはできるのではないかという期待数値を，各財務局にそれとなく方針として持って帰ってもらった[21]」。したがって，各財務局および各税務署は申告所得税について，予算額を達成するための一応の徴収目標を持つに至ったのである[22]。

しかしながら，12 月末までの申告所得税収入は 56 億円と，最終予算額の 492 億円に対してわずか 11.4 %の徴収にとどまり，年末に至っても状況は改善を見なかった。

2–4. 軍部による徴税への介入と割当課税

占領軍もこの状況を強く問題視していた[23]。補正予算の議論が一段落ついた後の 11 月，経済科学局財政課長ルカウント（Walter K. LeCount）は経済科学局長のマーカット（William F. Marquat）に対する報告の中で，徴税の悪状況を指摘し，その理由として，賦課課税に慣れた納税者の伝統的な心理が新しい申告納税制度に適応できていない，ということを挙げていた[24]。マーカット宛 12 月 2 日の報告においてルカウントは，「軍政部の人員が 400 の地方税務署それぞれを訪問するということが，税務行政に有益な影響を持つと考えられている」として，軍政部の第 8 軍を徴税の督励に動員するという案を出した[25]。その際に利用されたのが，上記の主税局による徴税目標額であった。実際のところ司令部は，主税局による徴税目標の提示が始められた当初から，それに目をつけ，10 月頃から主税局に対し，税務署単位で徴収額全体の目標を出すことを求めてきた[26]。

（21） 平田他編 [1979a:329f.] における忠佐市の発言。忠は 47 年 3 月より主税局経理課長，同年 7 月より 49 年 6 月まで同監理課長であった。財務局は，当時内国税事務の監督を担っていた大蔵省の地方部局であり，管轄内の税務署長の指揮監督を行っていた。詳しくは大蔵省財政史室編 [1977a:653ff.]。

（22） 忠は目標の設定について次のように説明している。「主税局の方で，地方の各局ごとに一応金額をはじき出してみて，各局は税務署ごとにそれをまた同じような方針で計算したものをおろすというやり方だったのです。」（平田他編 [1979a:330]）。

（23） 当時の徴税問題に関する総司令部内の議論については，小柳 [1998] が詳しい。本項記述の際は同論文を参考にした部分が多いが，資料に関しては原資料（国立国会図書館憲政資料室所蔵の「日本占領関係資料」を利用）を確認した。

（24） Memorandum for: Chief, ESS, Subject: Tax Collection Improvements, 28 November 1947, Box #7673, Folder #20: 11 RP–19: Reports to General Marquat（「日本占領関係資料」）. 小柳 [1998] では同文書等に見られる “Tax Delinquent” という言葉を「脱税」と訳しているが，正確には「税の滞納」であろう。

（25） Memorandum for: Chief, ESS, Subject: Improvement of Tax Collections, 2 December 1947, Box #7673, Folder #20: 11 RP–19: Reports to General Marquat（「日本占領関係資料」）.

（26） 平田他編 [1979a:330] における忠佐市の発言。

48 年の 1 月，マッカーサーからコマンド・レターが第 8 軍に送られたことにより，上記の構想は実行に移されることとなる。そこでは，軍政部による徴税督励の必要性について次のように説明されていた。

「日本政府による十分な税収の維持が，現在司令部の極めて重大な関心事である。日本政府の歳出が税収や他の収入によって賄われない限り，現在のインフレーションはさらに悪化するであろう。今年度の税収が予算を大きく下回り，さらなるインフレーションの圧力を引き起こすかもしれないという見通しのもとで，軍政部の積極的な監督を伴う，日本政府による早急な措置が必要となった。[27]」

また，同文書には徴税監督の概要に関する文書が同封されていた。[28] そこでは「徴税において圧倒的に重大な不足を生じているものは源泉徴収されていない所得税である。早急な改善が必要であるのは，とりわけ『自己申告』の所得税と呼ばれる，所得税の構成要素である」と述べられていたように，徴税の最大の問題が申告所得税にあると指摘されていた。

実際の軍政部による監督の方法については，「税務署を訪問することは，少なくとも月二回のペースで続けられるべきである。各税務署における徴税の現状は，徴税目標と比較されるべきである。実際の徴収が割り当てられた目標を大きく下回ることが判明した場合は，税務署長は説明を求められるべきである。目標が達成されない時は，徴収効率を改善するための早急な措置が指示されるべきである」と述べられていた。

以上のように，申告所得税の徴税不振の中で，主税局は同税の徴収目標の提示という対策を開始したが，その後，48 年 1 月から総司令部は軍政部を徴税の監督に動員し始め，各税務署の徴税目標額（司令部の要請により，申告所得税だけでなくそれ以外の税の目標額も定めたもの）[29] が達成されるかどうか，厳しく監督することとなった。[30] そしてその監督の重点は最も納税成績の悪かった申告所得税に置かれた。

しかし，この目標額は非常に恣意的なものであったと考えられる。当時広島財務局長であった高橋衛は次のように述べている。

「目標制度は（昭和：引用者注）二十二年，二十三年と実に厳格に強行されたのですが，もともと各税務署ごと，各局ごとの，どれだけ収入をあげられるという目標そのものは，非常にアー

---

(27) Subject: Surveillance of Japanese Tax Administration, To: Commanding General. Eighth Army, APO 343, 14 January 1948, Box #7632, Folder #1: 4 8A–10: Correspondence（「日本占領関係資料」）.

(28) Subject: EIGHTH Army Surveillance of Japanese Tax Administration, 26 December 1947, Box #7632, Folder #1: 4 8A–10: Correspondence（「日本占領関係資料」）.

(29) 48 年 1 月に出された徴税割当表の例については大蔵省財政史室編 [1977b:284f.] を参照。

ビトラリーなもので，根拠がない。たとえば過去の実績であるとか，日本銀行券の発行高であるとか，農業生産高であるとか，または鉱工業生産高であるとか，労務者の数とか，そういうふうな統計をずっと集めて，各地区ごとにきめるのだけれども，これは非常にあぶないもので，しかもそうした目標をきめることによって，新しく発展する土地については案外軽くなる。しかも目標が達成できればそれで安心してしまうという面がでて来る。ところが発展しない，伸びないところの地域には酷に当るということになる。[31]」

2–5. 多額の更正・決定

既述のように，47 年 12 月末時点でさえ，申告所得税の収入実績は最終予算額の 11.4 %にとどまっていたため，48 年 1 月以降の徴税は軍政部の監督の下で相当に厳しく行われることとなった。

47 年度の申告所得税に対して行われた更正・決定は次のようであった。まず，確定申告時の申告人員は 676 万人，申告税額は 352 億円であったが，更正を受けた人員は 375 万人，更正による増額は 446 億円に及んだ。また，決定を受けた人員は 120 万人，決定金額は 143 億円であった。すなわち，申告を行った半数以上の者が更正を受け，その更正による増額は当初申告額を大きく上回った。決定を受けた人員数も申告者の 2 割弱に，決定額は当初申告額の約 4 割に匹敵した。以上の結果，最終的な納税人員は 834 万人，合計の決定税額は 956 億円とされた。つまり，更正および決定を経た結果の納税人員は，確定申告人員の 123 %，税額は 271 %にも増加したのである。

もう一点，注目すべきことは，更正・決定後の税額（956 億円）の大きさである。申告所得税の予算額は 492 億円であったが，更正・決定後の税額はその 2 倍近くに達している。このようなことが生じるのは，更正・決定した税額が全額入るとは見込んでいないからであった。予算額の見積りの際には収入歩合を 75 %としており，492 億円の予算額に対して，更正・決定後の税額を 652 億円とする予定であった。[32] 実際には 956 億円とされたのは，収入歩合がさらに低くなると予想されたか

（30） 司令部において徴税が優先的な課題となったことについて，47 年 12 月から 52 年 12 月まで主税局長を務めた平田敬一郎は次のように述べている。「その当時，司令部の国内政治の方針は，よほどのことでない限り，できるだけ干渉しないという方針だったのです。しかし今言った三つの課題（石炭の増産，米の供出および徴税：引用者注）については，本来の占領政策に直接関連しない問題であるが，これは非常に重要な問題でして向うから取出して来た。終いには，徴税の確保というのは向うの優先順位のトップのトップになってしまった。司令部から第八軍に対して，現地指導のいろいろな指令を出すわけですが，その中にプライオリティー・リストというものがつくってあって，どういう事柄が一番大事かということが並べてあって，それを四半期ごとにかえる。それから急ぐときは毎月ぐらいにかえる。そういうぐあいに，中央から指令を流して，八軍を鞭撻してやらせている。それで（昭和：引用者注）二十二年から三年にかけては，徴税ということが向うのトップのトップになってしまった。」（平田「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」: 28，昭和 27 年 6 月 17 日，『口述資料』第三冊）。

（31） 高橋衛「戦後の税務行政」: 4f.，昭和 27 年 7 月 24 日，『口述資料』第三冊。

（32） 平田敬一郎「申告納税の回顧と展望」: 18，『財政』1952 年 1 月。

らであろう。しかし，これは非常に大きな額の更正・決定が申告者に対し行われることを意味した。そして後述するように，このような方法が納税者をして，実情に合った課税がなされていないと認識させる大きな原因となったと考えられる。

このような厳しい更正・決定の状況は当時の新聞でも伝えられていた。48 年 3 月には，全国各税務署によって通告された更正・決定について，「その総数は全納税者の六割にもおよび初の申告制に汚点をつけた」と伝えられた。さらに「東京の納税成績は殊に悪く八割近くが更正，決定の通知をうけた」と言われ，「一例を銀座通り商業連合会にとってみると加盟店数二百十余軒のうち更正，決定をうけたのはほとんど軒なみで文房具繊維類の店が一番低くて申告額の三倍，古物，貴金属，食料品店などは六倍にも達し悲鳴をあげている始末」，「同連合会保坂理事長は『完納できる人は三割ぐらいでしょう，あとは仕方がないから差押えを待っている状態です』」と述べていると伝えられた。(33) このような厳しい徴税は「徴税攻勢」などと呼ばれた。(34)

2–6. 税務職員の不足

このような年度末の「徴税攻勢」は一方で税務当局に多大な仕事をもたらした。しかし税務当局は当時，税務職員の数の不足および経験の不足といった問題を抱えていた。

46 年度時点での税務署数は 369 署であったが，47 年の申告所得税導入等による徴税事務増大に対応するため，47 年 7 月，8 月に 81 もの税務署が増設された（大蔵省財政史室編 [1977a:669]）。それに伴い税務職員の定員も急増することになり，46 年度には 27,045 人であったのが，47 年度には 70,997 人にも達した。(35) しかしながら，定員は増えてもそれに見合った実員を確保することは非常に困難であった。事実，「終戦直後の経済状態は特殊であり，給与の少い，而も苦労の多い税務職員になろうとする者もなく，人の採用には相当の努力が拂われたに拘らず，定員の五割，六割をうめるのが精一杯であった」と言われ，47 年頃から漸次応募者が増えてきたが，それでも 48 年初頭にようやく実員が 4 万人くらいになったとされている。(36) すなわち，7 万人を超える定数からすると，48 年初頭でも 6 割に満たないような実員であった。(37) このような欠員の多さは安易な職員の採用につながり，質の高い職員の確保が困難となった。(38) 事実，「急速に人を増やすため希望者を採用したが，調

（33） 読売新聞 1948 年 3 月 19 日。

（34） 朝日新聞 1948 年 1 月 23 日。

（35） ここの数字は財務局の定員も含んでいる。48 年度の定員は 73,607 人であり，49 年度は行政整理による定員削減が行われたことから，60,495 人へと減少している（大蔵省財政史室編 [1977c:361]）。

（36） 吉田信邦「税務職員の立場とその批判」: 9,『財政』1949 年 12 月。

（37） 48 年 2 月には，高等財務講習所の講習生 180 名の教育を中止し，財務局に動員するといったことも行われたが，これも当時の人員不足を物語るものと言える（朝日新聞 1948 年 2 月 8 日）。

（38） 吉田は「この間，税務署では猫の手も借りたいような多忙さであったから人の精選が可成りおろそかにされたことは明らか」と述べる（前掲吉田論文 : 9）。

査不足でチンピラ，暴力団，外国人まで採用してしまった例もあった」という[39]。これは同時に，経験が非常に乏しい職員が税務に当たることを意味した[40]。

このような税務職員の状況は，後述のように，当時の納税者の激増と相俟って，一方で税務行政の不手際，他方で実情に合わない無理のある更正・決定を生み出す大きな要因となった。

2–7. 徴税監督の実態

軍政部による徴税への介入は，実際にどのようなものであったのだろうか[41]。

当時和歌山税務署長であった安川七郎は，軍政部の態度に関して次のように述べる。

「末端の軍政部になりますとこれ（徴税目標：引用者注）が金科玉条になっておりまして，とにかくその出ております収納額を徴収できるかどうかという一点だけに仕事が集中されて来ることになります。（中略）大体年度末が近くなりますと，私などの例で言いますと，約一箇月間毎日朝八時から三十分間軍政部が署長室に来て前日の収納状況を聞き，徴収がなかなか進展しない理由を聞きただし，今後どういう方針で収納をあげて行くか，その中にもし軍政部の援助を受けることがあったならば援助を与え，税務署側に一定の方針がない場合にはむしろ軍政部の方からそれを指示して来る，こういったように毎日指導を続けておったかっこうであります[42]。」

このような軍政部の割当課税に対する強硬さは，他の当時の税務署長からも同様に指摘されている。当時新潟県十日町の税務署長であった佐野賀一は次のように述べている。

「私が，この署在勤中に一番苦労したのは，当時悪評さくさくたる割当課税に関してであった。

---

(39)『財政史ニュース』第 65 号：33f., 1973 年 7 月 11 日。

(40) 49 年 1 月 1 日現在の税務職員 57,000 名について見ると，「学歴では，大学卒 1,100 人，専門学校卒 4,800 人に対し，中等学校卒は 44,800 名で約八割に当り，年令では，50 才以上約 1,000 人，40 才以上約 2,600 人，30 才以上約 7,000 人，に対し，30 才未満の者が 45,000 人で，これまた八割に当り，経験年数では，3 年未満が全体の 72 %に当る 41,300 名を占めるという状態で，このため，一時，事務能率の低下が懸念された」（国税庁 [1966:51f.]）。また，ある税務職員によれば，4, 5 年程度の経験の税務職員では「何等調査能力はな」いという（「徴税問題をめぐって」：33,『ファイナンス・ダイジェスト』第 2 巻 11 号，1948 年 11 月，「プランゲ文庫」）。49 年に松本税務署長であった小島進も税務職員の経験不足，および数の不足を次のように指摘している。「（2 年生あるいは 3 年生の税務官吏は：引用者注）何といってもまだ駄目なのです。その点からいうと七，八割はまだ青二才ばかりなので勢い課税の面でも不完全な点も出てくる，（中略）二十年前ぐらいには税務の仕事は三十人か三十五人でやっていた，それが今は六倍に増えている，人員は確かに六倍に増えたけれども仕事の方は何百倍になっている。（中略）実に無理押しでやっている」（「苦斗する第一線税務署長は語る」：13,『官界』第 11 巻 6 号，1949 年 6 月，「プランゲ文庫」）。

(41) 後述のように，48 年度も申告所得税の収入状況は悪く，47 年度と同様の問題が生じており，軍政部による徴税監督も続いていた。したがって，ここで挙げる事例は，48 年度のものも一部含まれている。

(42)「GHQ の税務行政に及ぼした影響」：39f.，昭和 28 年 5 月 28 日，『口述資料』第三冊。

（中略）米軍の督戦隊はこの数字（割当額：引用者注）にもとづいて各署を巡回して税務署長の尻をたたいたのである。彼等は『国民代表である国会できめた税金は頭割にしてでも取らなければならない』との認識に立っていたから，徴税目標を達成できないような税務署長は馘首するとおどしたものである。」（佐野 [1976:146f.][(43)]）

以上のように，当時の軍政部は割当額・目標額を「金科玉条」のごとく捉え，税務当局へその額の徴収を厳しく迫った。それは実際に毎日税務署へ訪れて徴収額を確認するほどの徹底振りであり，目標額を達成できない場合には税務署長がクビにされるということも起こっていた。そのため，主税局では目標額は「あくまで目標額であって，いろいろな事情から目標に達しない局や署が出るであろうことは，ある程度予想して」おり[(44)]，そういう意味では多少の柔軟性を持ったものとして考えられていた。それにも関わらず，軍政部の監督により目標額を下回ることは基本的に認められないこととなり，実際の徴税にあたった税務署は，目標額達成のための強硬な徴税を行わざるを得なかった。したがって，更正・決定を行ったにも関わらず，税が支払われないなどの滞納があった場合，当人の財産を差押えることにより，強制徴収するということも盛んに行われた[(45)]。当時発生した税の滞納は，申告所得税がその大部分を占めていた。すなわち，48 年度，49 年度における申告所得税の滞納額は，全体の滞納額の約 7 割を占めていた（国税庁 [1952:430]）。

税金滞納に対する，厳しい財産差押えの一例を当時の新聞では次のように伝えている。

「東京財務局では二日まず『国税滞納差押物件引揚運搬車』と大書したトラックに係官十五名を乗せて三千五百万円を滞納している三洋商会を襲った。驚く事務員の目の前で絹織物，タイプライター，什器など計二百点を押収，次いでトラックは二百万円滞納のサンタフェ・ダンス

（43） 国枝覚二（当時日本橋税務署長）「税務行政混乱時代」，『納税通信』1975 年 4 月 21 日，1366 号，前島保（当時東京財務局）「徴収戦国時代」，『納税通信』1975 年 6 月 2 日，1372 号，近藤道生（当時横浜税務署長）「『割当て』時代」，『納税通信』1979 年 7 月 2 日，1577 号，金子一平（当時主税局経理課長）「GHQ の徴税攻勢」，『納税通信』1986 年 3 月 24 日，1914 号などにおいても同様の証言がなされている。

（44） 金子一平（当時主税局経理課長）「GHQ の徴税攻勢」，『納税通信』1986 年 3 月 24 日，1914 号。

（45） 当時主税局の溝口善次郎は次のように述べる。「GHQ から『税の滞納は占領政策に対する非協力である』と，執行当局も納税者も嚇かされましたが，軍政下なので非常に怖かったことを覚えています。（中略）それでやむなく税務署では，滞納処分をして差し押えを行い強制徴収をせざるを得ませんでした」（「委託徴収の廃止」，『納税通信』1985 年 8 月 19 日，1884 号）。また，差押えに対する軍政部からの圧力について，当時浅草税務署長の相良重彦は次のように述べる。「私の方は，なるべく督励に歩いて，千円でも二千円でもよいから一応出させる。それには一応差押えの方はやめておくという方針を従来は取って来たのです。そこで件数もとかく外の税務署に比べて少いわけです。しかしそのとき軍政部の方から，外の税務署は差押え件数が一千件もある。それだのにこの税務署は二百足らずだと言われたものですから，今では方針変えて，どんどんやっているわけです。」（「座談会　現下の徴収問題を語る」：27，『財政』1949 年 4 月）。

ホールへ――。ここでは踊っていたダンサーから衣裳（会社貸与）をはぎとりコーヒーをすすっていたアベック客の椅子，テーブルなどをアッという間に引あげジャズを尻目に三百余点をトラックに満載，こんどは百五十万円滞納の，須和産業方から応接セット，家具類三十余点を引あげ砂煙とともに“徴税旋風”は去った。[46]」

一方，税務職員は当時の差押えの様子を次のように記している。

「納税者にカネがなくても徴収しなければならない。そこで強制権を発動して差押えということになったのです。あるものを差押えて公売するしかなかった。（中略）当時はタタミでもタンスでも，古着でもフトンでも差押えたものです。いまから考えると本当に“非情”なものでした。（中略）所得税といえば，小額なものが多かったのですが，それでも放っておくわけにいかず，差押えするしかなかったのです。たとえば，百円の滞納があってそれに見合う財産を差押える。そして，それを公売にかけたところ二十円でしか売れなければ，また滞納者のところに行って差押えると，一人の滞納者のところに何回も足を運んで滞納整理をやったのです。なかには，生活状況からみて『これだけの税金をこの人に納めてもらうのは気の毒だ』というのもありますよ。課税の際の更正決定に見込み違いということもありますからね。しかし，見込み違いをやるほどでなければ，期待するほどの歳入があがってこないわけです。[47]」

差押えの際には「国税滞納差押物件引揚運搬車」などと書かれたトラックが走っただけでなく，軍政部のジープを走らせて徴税に向かうこともあった。[48] それらはデモンストレーションの意味を持つものであり，軍政部の指示の下で行われた。[49] さらには，滞納者の便所を差押えることにより生活に支障を与えることで，納税させるといったことまで行われていた。[50]

（46） 読売新聞 1949 年 2 月 3 日。同記事では各会社の住所，社長名などを記載していたが，それらは省略して引用した。

（47） 前島「徴収戦国時代」，『納税通信』1975 年 6 月 2 日，1372 号。

（48） 品川一登（当時全国財務職員組合連合会委員長）によれば，「当時の税金徴収には戦車が出ないだけで，ジープに GHQ の憲兵が乗り，拳銃はもちろん機関銃まで持って徴収に行く，ヘリコプターも飛んだ」という（「職員組合（全財）の結成」，『納税通信』1975 年 3 月 10 日，1361 号）。

（49） 当時大阪北税務署長であった吉国二郎はこの点を次のように述べる。「滞納処分をはっきりと納税者に知らせるために，デモンストレーションをやるというのが司令部の指示でありました。その当時滞納処分という横断幕をつけたトラックに，滞納者の財産の差押えから財産の引揚げ，公売を実施する状況を，現実に納税者の目に触れるようにということで実行されたわけですけれども，いま考えると全く非常時そのものであったという感じがいたします。」（吉国 [1996:99f.]）。

（50） 前尾繁三郎口述「終戦直後の財産税構想と徴税問題（その二）」: 28，昭和 27 年 5 月 26 日，『口述資料』第三冊。

表 2　税収の対 GNP 比

（単位：%）

年度	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943
合計	7.1	7.2	7.6	7.6	8.7	8.9	10.5	10.7	13.5	15.3
所得税	1.3	1.4	1.6	2.0	2.7	2.7	3.8	3.1	4.1	4.1
源泉所得税	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
申告所得税	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人税	–	–	–	–	–	–	0.5	1.2	1.4	1.5
臨時利得税	–	0.2	0.3	0.4	0.7	1.1	1.9	2.2	2.7	2.7
間接税	3.2	3.0	3.1	2.6	2.8	2.6	2.6	2.7	3.7	4.7
酒税	1.4	1.3	1.2	1.0	1.0	0.8	0.7	0.8	0.8	1.1
取引高税	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
専売納付金	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	1.7

年度	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952
合計	17.3	–	7.9	14.5	16.7	18.8	14.4	13.2	13.2
所得税	5.4	–	2.6	6.1	7.2	8.3	5.6	4.1	4.2
源泉所得税	–	–	–	2.1	2.9	4.2	3.2	2.7	2.9
申告所得税	–	–	–	3.9	4.3	4.1	2.3	1.4	1.3
法人税	1.8	–	0.3	0.5	1.0	1.8	2.1	3.4	2.9
臨時利得税	3.5	–	0.3	0.0	0.0	0.0	–	–	–
間接税	4.1	–	1.8	3.6	4.4	4.9	3.4	3.1	3.4
酒税	1.2	–	0.5	2.1	2.1	2.5	2.7	2.2	2.2
取引高税	–	–	–	–	0.8	1.0	0.0	0.0	–
専売納付金	1.6	–	1.5	3.2	3.8	3.5	2.9	2.2	2.1

出所：大蔵省財政史室編 [1978:6,257ff.] より作成

2–8. 徴税目標の達成と所得税負担の急増

以上のような非常に厳しい徴税の結果，47 年度の申告所得税収は 48 年 1 月以降急激に増大し，最終的に予算額を上回るほどの結果となった。すなわち，47 年度最終予算額 492 億円に対し，47 年 12 月末の申告所得税収は 56 億円であり，予算額の 11.4 %までにしか達していなかったが，48 年 1 月に 49 億円，2 月に 143 億円，3 月に 140 億円，4 月に 127 億円もの税収を挙げた結果，513 億円の税収となったのである（大蔵省財政史室編 [1978:262f.]）。47 年 4 月から 48 年 1 月末までで 105 億円の税収であったことを考えると，2 月以降の数字は驚くべきものである。しかし以上のような，ひたすらに予算額を達成するために行われた厳しい徴税は，後に見るように様々な問題を一方で引き起こしたのであった。

このような徴税の結果達成された税収により，租税負担は大きく増大した。税収の対 GNP 比の推移を見ると表 2 のようになる。この表により，第一に，46 年度から 47 年度にかけて所得税負担が急激に上昇し，2 倍以上の大きさとなっていることがわかる。46 年度の歳入の大部分は財産税収の繰入れあるいは公債・借入金によって賄われており，経常的な税収により賄われた部分は非常に小さかった。それに対し 47 年度は健全財政主義が採られたことにより，歳入の大部分は経常的な税

表 3　所得税納税者数の推移

年	所得税納税人員	申告納税者数	営業	農業
1930	939	–	–	–
1931	783	–	–	–
1932	733	–	–	–
1933	797	–	–	–
1934	877	–	–	–
1935	942	–	–	–
1936	1,030	–	–	–
1937	1,131	–	–	–
1938	1,658	–	–	–
1939	1,880	–	–	–
1940	5,349	–	–	–
1941	6,384	–	–	–
1942	8,455	–	–	–
1943	10,404	–	–	–
1944	11,622	–	–	–
1945	11,129	–	–	–
1946	17,382	–	–	–
1947	18,847	8,336	2,628	4,620
1948	18,288	8,789	2,753	4,596
1949	19,119	9,454	2,682	4,400
1950	14,271	4,318	1,786	2,300
1951	12,577	3,490	1,510	1,821
1952	11,587	2,917	1,402	1,413

注 1）納税者数の単位は千人
　2）「営業」,「農業」欄は，申告納税者のうち営業所得，農業所得を得ているものを表す
出所：『財政金融統計月報』110 号，『国税庁統計年報』各年度版より作成

収によって賄われることとなり，税収の中心的存在であった所得税の負担が一挙に増大した。第二に，47 年度の所得税の負担率は戦前の水準を優に越え，さらに戦時期の水準をも上回っている[(51)]。後に詳しく見るように，その負担は 48 年度，49 年度にかけて一層増大した。

このような所得税の負担の増大に伴って，所得税の納税者数も大きく変化していた。表 3 が示すように，戦時期の相次ぐ増税により，所得税納税人員は漸次増大していることがわかるが，戦後の増大は著しい。納税人員は 45 年に 1,113 万人であったが，47 年には一挙に 1,885 万人へと約 1.7 倍に増加している[(52)]。

(51)　ただし戦時期の臨時利得税は法人と個人営業者の中で大きな所得を得たものにかかる税であった。

(52)　この数字では 46 年に納税人員が一挙に増大している。しかし 46 年の数字は統計によって大きな違いがある。例えば，『財政金融統計月報』第 2 号での 46 年の所得税納税人員は 1,232 万人であり，同『月報』第 49 号では 1,510 万人である。後者の数字は増加所得税の納税者も合わせた数字とされているが，表 3 の増加所得税を含まない数字よりも大幅に少ないものである。同『月報』110 号では数字の変化について特に説明はない。ただし，表 2 を見てもわかるように 46 年度の所得税負担は終戦直前よりも大幅に低下していることもあり，46 年に所得税納税者が急増したかどうかは定かではない。この 46 年の数字に関してはより詳しい検討が必要であろう。

3. 国民の反発

3–1. 更正・決定の問題

以上のような厳しい徴税および重い税負担に対して，国民はどのような反応を示したのであろうか。[53]

第一の問題は，やはり大量の更正・決定を中心とした厳しい徴税攻勢であり，中でも更正・決定の方法が大きな問題とされた。ある個人事業者の座談会の中では次のようなことが言われた。

「大体われわれどうしても納得のいかないのは，更正決定の根拠はドコにあるのかということなんです。わたしどものような玩具や仲間でも，どう考えても二十万はあると思う店とマーケットの中に小じんまりと店を張って，正直に十万の申告をした店も，同じように申告が十万ならば，更正決定は二十八万となっている。申告が十五万ならば四十二万となっている，これじゃ，まるで申告額の二・八倍と最初から決まっているんじゃないかという気がするわけです。」

「まさにその通りで，それなら最初から申告を少くしておいたほうが得だという気にならざるを得ません。」

「（前略）一口にいえばデタラメだということになるんです。（中略）申告が少い方が更正決定も少い。こういうことになっている。」

「それが，せめて一回でも店へ調べに来てくれているとでもいうならば話もわかるが，税務署からは一度だってきた訳ではない。[54]」

このように，申告額の一定倍の更正・決定がなされているということも多く行われていた他，調査が行われていないにも関わらず更正・決定を受ける者もおり，「最初から申告を少なくしておいたほうが得だ」というように見られていた。[55]

また，弘前税務署内にあるリンゴ園経営者のほとんど全員が結束して 47 年度分の所得税の納税を拒否するという「アップル事件」も発生した。同じ津軽平野内のリンゴ園に対して，隣接する弘前

（53） 後述するように，軍政部による厳しい徴税は 1947 年度だけで収まったわけではなく，48 年度も継続して行われた。また，租税負担は 48，49 年度と大きく増大しており，多額の更正・決定に関しても，48, 49 年度と続けられた。したがって，ここで事例を挙げている場合，必ずしも 47 年度のものだけではない。

（54）「盛り場の店主は語る――税金どう切抜けた」: 24f.,『実務手帖』1948 年 12 月臨時増刊号（「プランゲ文庫」）。

（55） また,「納税者が税務署で『いくら申告したらいいか』と訊ねて『30 万円』と言われ，30 万円で申告したところ，200 万円の更正決定が出された」という事例もあったという（『財政史ニュース』第 32 号：15, 1972 年 6 月 17 日）。

税務署と黒石税務署が異なる水準の課税を行ったことが原因であった。[56]

一方，当時の課税を不公平とみなしているものは占領軍の中にも存在した。当時和歌山県担当のロバート・B・テクスターは，「（税額の：引用者注）査定，再査定の方法はアメリカの標準からすればグロテスクで，殆んどいかなる標準からしても，不公平だった。小売店の税額を決めるために，税務官吏はしばしば店の外に立って，十五分間顧客の数を数えた。もう一つの徴税方法は，商業地区の『ボス』のところへ行って――ボスはどこにでもいた――どこそこの屋台店の主人にはどれ位払わせたらいいかと意見を求めることだった」と述べている（テクスター [1952:135]）。

こうした十分な調査に基づかない更正・決定および不公平な課税に対する反感は，当時行われた世論調査の結果からも確認できる。1949 年 3 月に大阪財務局によって行われた，個人事業者（農業を含む）を対象とする「所得税に関する調査」によれば，[57] 第一に，更正・決定に関し，「他人に較べて（法外に）高い」，「実際の所得に較べて（法外に）高い」と答えた比率は合計で 49.4 %にのぼっていた。一方，「妥当であった」，「思ったより少なかった」と答えた比率はそれぞれ 21.2 %，0.1 %であった。[58] 第二に，現在の徴税のやり方については，「課税が不公平」，「帳簿を信用しない」，「実情調査が不徹底」とする回答がそれぞれ 33.0 %，12.2 %，25.1 %であり，合計で 70.3 %に達していた。

このような事態は，税務職員の不足に一因があった。全ての納税者の所得を十分に調査することはほとんど不可能であった。さらに，闇所得が横行し，帳簿の整備ができていない事業者も多かった。したがって，賦課課税制度の下で行われていた「権衡査案」を継続せざるを得なかった。[59] しかし，このような方法が批判されたのである。[60]

（56） 宇佐美勝（当時仙台財務局経理部長）「アップル事件」，『納税通信』1978 年 6 月 26 日，1525 号。このような課税の事例はその後にも起こっていた。例えば，ある靴直し屋に対し，その住まいのある世田谷の税務署から，6 ヵ月の所得が 30 万円という査定がなされたが，同時に誤って品川税務署がその店に対する所得査定を行ってしまい，その額が 50 万円だった，ということがあった。すなわち，同じ事業者に対して 2 つ税務署が査定を行ったが，その査定額に非常に大きな開きがあった。したがって，「デタラメな課税」がなされていると言われたのである（『東洋経済新報』：55, 1949 年 7 月臨時増刊号，「プランゲ文庫」）。

（57） 対象地域は大阪府，京都府，兵庫県，和歌山県，奈良県，滋賀県であった。大阪財務局・時事通信社「所得税に関する調査」，昭和 24 年 3 月（『時事通信占領期世論調査』第 10 巻所収）。

（58） 更正決定の通知が来たか，という質問に対しては実に 91.7 %のものが「来た」と答えている。また，同時期に主税局によって，全国の事業者を対象に行われた調査においては，さらに大きな不満が示されていた。すなわち，更正・決定の額はどうか，という質問に対し，「所得額より高い」あるいは「法外に高い」と答えたものの割合は 68.6 %にのぼっていた。一方，「思ったより少ない」あるいは「妥当だ」と答えたものの割合は 12.6 %であった（大蔵省主税局・時事通信社「所得税に関する調査」昭和 24 年 3 月，『時事通信占領期世論調査』第 9 巻所収）。

（59） 当時税務署長であった阿部清治郎は，「とにかく，当時は闇が横行している時代ですから帳簿などをつけている者もおらず，まともな調査をしても，らちがあかなかったので，こうした権衡調査で更正等の処分をするより仕方がなかった」と述べている（「占領下の税務行政」，『納税通信』1981 年 6 月 15 日，1676 号）。

批判は，納税者による異議申し立ての多発という形であらわれた。所得額の更正・決定に対する異議申し立ての件数は，45 年には 12 件，46 年でも 1,930 件にとどまっていたが，47 年には 24 万 7,000 件，48 年には 46 万 3,000 件，49 年には 74 万 9,000 件と激増している[61]。

3–2. 税務職員による汚職・詐欺

第二に，税務署側の事務処理の誤り，また税務職員による汚職・詐欺も問題となっていた。事務処理の誤りに関しては，広島のある税務署において，47 年分の申告所得税額を後に検査したところ，1 割以上に計算の誤りがあったことが判明した（大阪国税時報編集室 [1954:26]）。また，一度税を支払ったにも関わらず，その人に督促状が送られるといったことが起こっていた他[62]，滞納処分表の紛失なども起こっていた（大阪国税時報編集室 [1954:27]）。このようなことは頻繁に起こっており，納付後督促などは，それほどの珍事ではなかったという[63]。そのような誤りがあれば，その処理に手間がかかるため，「混乱は混乱をよび，（納税者と税務署との：引用者注）相互の不信感は増殖するばかりだった[64]」。

税務職員による汚職，詐欺等の事件も多発し，税金の減額を理由とした納税者からの収賄，税金の横領が起きていた[65]。そのような事件は，48 年中には 420 から 430 件程度発生したと言われる[66]。49 年後半における，非行による税務職員の検挙件数は 1,109 件（うち収賄 514 件，詐欺・横領 254 件，その他 341 件）にのぼっていた（国税庁 [1952:173f.]）。

『国税庁事業年報書』では，「非行者の大部分が終戦後の新規採用者であり，非行の時期が採用後 5 年未満のものが多いこと，非行の誘因が戦後の社会情勢に刺戟されて，服飾と享楽を目的としていること，非行の方法が一部の巧妙な手段によったほかは大部分が書類を改ざんする等の幼稚な方法によっていること等から判断するに，これらは終戦後急激に膨張した事務に対応して職員の急速

(60) 当時の関東信越財務局長は次のように述べている。「これは結局一軒々々全部調べて廻るということにすれば今より何倍も人を増やさなければならなくなるでしょう。今の情勢ではそんなことは出来るものぢゃない。（中略）現在の情勢では一人当りがこのくらいだというようなことで，一方的に全部の額を決めている。」（「徴税官を囲む座談会」：10，『官界』1949 年 4 月号，「プランゲ文庫」）。また 47 年 5 月から赤坂税務署長，同年 8 月から麻布税務署長であった大島隆夫は，権衡査案による所得査定が当時では妥当性を欠くものとなっていたと指摘している。「当時の調査は実額調査はもちろんありましたが，同業者の権衡査案，団体諮問が大きな役割をもっていました。しかし同業者内でも浮沈が大きく，ヤミ所得が横行していましたから，このような方法の妥当性は崩れており，しかも査案に当たるのが経験の少ない職員でしたから行政の困難さは想像以上でした。」（大島隆夫「戦後の税務行政　中：赤坂麻布時代」，『納税通信』1986 年 7 月 21 日）。

(61) 『主税局統計年報書』昭和 20 年，21 年版，『国税庁統計年報』昭和 22, 23, 24 年版。

(62) 読売新聞 1948 年 2 月 17 日，「気流」欄。

(63) 大島「戦後の税務行政　中：赤坂麻布時代」，『納税通信』1986 年 7 月 21 日。

(64) 同上。

(65) 読売新聞 1948 年 1 月 20 日，朝日新聞 1948 年 4 月 3 日，6 月 22 日，7 月 31 日等。

(66) 第 5 回国会，衆議院考査特別委員会第 8 号（昭和 24 年 5 月 28 日）における池田勇人の発言。

充員の必要に迫られたが，当時の一般社会の情勢から職員の厳選採用が望めなかったことに起因することもいなめない事実である」と述べていた（国税庁 [1952:173]）[67]。このような問題がさらに税務職員に対する印象を悪化させ，課税・徴税に対する反発を招いたと考えられる。

3–3. 重い税負担

第三に，47 年度から急増した税負担の結果，営業が続けられない，あるいは生活していけないという実情が多数訴えられた。48 年に行われた，中小商工業者を対象とした更正・決定についての調査によると，半数以上が，税金が多いから店をやめたいとし[68]，他のいくつかの協同組合による調査でも，多くの事業者が重い税負担のために転廃業を希望していた[69]。一方，税が重すぎて生活できないという声も多く聞かれた[70]。事実，重税を苦にする自殺がこの時期に多数起こっていた[71]。その税負担の重さは徴税者も感じていたところであった。ある税務職員は新聞への投書で次のように述べていた。

「一体経済法規と同様に，現行租税法規を厳正に施行したなら，実際問題として，国民の大多数を罪人にしなければならない。例えば国民のすべてに密接な関係をもつ所得税法にしても，法規通り現実に賦課したなら，だれも到底生存を続けられないような非科学性があって，どんなに納税の誠意を実現しようとしても，完遂は出来ない状況にある。例えば月収 8 千円，5，6 人家族の勤労者は，現実にはマル公生活をかろうじて維持しうる程度の階級だが，これに対して法規通り正確に賦課すれば，年収 10 万円程度として 2 万円の税金を課することになる。もし事業所得者なら，さらに地方税としての事業税を加算されるから，3 万円も納めなければならない。税務官吏として，こうした実情を知る以上，どうして人道にほおかむりして，しかも法

(67)『国税庁事業年報書』は続けて，「従来の事例に徴するに，同僚中にはその事実を関知しいるにかかわらず，上司に報告しないで傍観的態度を取つた者があつたため，事態を拡大せしめたもの，または係長，課長級で部下の非行を承知してもこれを隠ぺい糊塗しようとして署長に報告しないで，慢然と時日を経過したため，収拾できない事態に立ち到つた等の事例もあり，非行者自身は勿論，同僚および監督責任者の不正に対する判断力のし緩によると認められる事例もある」と述べている（国税庁 [1952:173f.]）。

(68) 読売新聞 1948 年 11 月 18 日，社説。

(69)『商工問屋商報』: 13, 1949 年 3 月（「プランゲ文庫」）。東京の荒川区では更正を受けた飲食店の 90 %が廃業届けを出したとされる（全商連史編纂委員会・政治経済研究所編 [1981:40]）。

(70) 例えば，主婦が行った新聞へのある投書では次のように訴えられていた（朝日新聞 1949 年 3 月 28 日）。「私達みたいな無学な，身体を使って働くものにとって税金が何よりこわいこのころではあるまいか。世の中にはまず正直に税金を払っている者があるであろうか。正直に申告をして正直に納めていたら食べてゆくことができないからです。申告した 3 割も 5 割も高くなって更正決定されたものがよこされるのでは，正直者がバカをみる世の中ではないか。」

(71) 朝日新聞 1948 年 11 月 20 日，12 月 7 日，1949 年 4 月 4 日，読売新聞 1948 年 4 月 12 日，9 月 26 日。

規に忠実な公共奉仕者たりうるだろうか。」[72]

3–4. 反税運動と税務職員の反発

以上のような多くの問題に対し，はっきりとした形で現れてきた反発がいわゆる反税運動であった。反税運動は主として共産党員の指導の下に行われたものであったが，それは「納税民主化同盟」，「不当課税反対同盟」，「適正課税期成同盟」などの団体を結成した上で，税務署に対し「適正課税をなすべしと主張して，暗に審査請求者に対する税額の全面的切下げを要求する」などした（大蔵省主税局 [1949:56]）。具体的には，「納税者との個別交渉を避けて団体交渉により解決すること，所得の査定については民間から選任された委員から成る委員会において民主的に決定したところによるべきことを，共通の主張点とし，これを拒否された場合においては，転じて，審査請求者に対する所得の再調査に当り団体の幹部を立ち合わしめること，無理な調査はしないこと等の誓約を行わしめようとする」もので，さらに「税務署に対しては，多衆を動員して，連日或いは数日間隔に波状的に連続面会を求め，半ば詰問的に，半ば脅迫的に，交渉を続け，或いは罵詈雑言を敢えてして，その群集の首謀者の主張を肯定させようとすることが常套の手段」であった。また，「なかでも申告所得税は課税の対象者が多いだけにもっとも激しい圧力を受け」，特に更正・決定に対する反発は「すさまじいの一語につきる状況であった」（千木良 [1985:63]）。この反税運動は，「徴税攻勢」が始まった 48 年 1 月頃から全国各地に頻発するようになった（同上:56f.）。

47 年 12 月末には岡山県玉野市において税務職員への暴行事件が起こった。「税務官吏 16 名が玉野市に臨時税務相談所を開いたところ，正午ころ約 5 百名の市民が事務所に乱入，1. 納税者に団体交渉権を与えよ，2. 所得税引き下げの改正をやれ，との決議文をつきつけ，税務官吏が署名を拒絶すると税務官吏と 4 人の警察官を殴打負傷させ，5 人の加害者が検挙された」のであった。[73]

当時の税務職員は，その状況について次のように述べる。当時は火えんびんが投げ込まれるなどの事件もあり，「係員が身辺の危険を感ずることさえ，たびかさなった。税務署内ばかりでなく，多勢が集まった会場，つまり彼等のホームグランドに職員の出席を求めて，群衆の前で脅迫的につるし上げられ，悪罵を浴びせられることも少なくなかった。そして微に入り細にわたって，逐一課税根基の説明を要求されるのである」（千木良 [1985:65]）。

48 年に反税運動がどの程度が起こっていたのか数字で知ることはできないが，大きなものとして 3 月に大阪で行われた運動が挙げられる。そこでは 8 万人もの人々が集まり財務局へ抗議におしかけたとされる（全商連史編纂委員会・政治経済研究所編 [1981:37]）。49 年の発生件数は 1,802 件であり，参加人員は 52 万 7,000 人にも達していた（国税庁 [1952:192]）。

さらに税務署内部においても反発が生じていた。終戦後，税務職員による労働組合が結成された

（72） 朝日新聞 1948 年 11 月 30 日（ただし傍点は引用者）。
（73） 朝日新聞 1948 年 1 月 23 日。

が（47 年 1 月，全国財務労働組合：全財），その組合による反発が起こっていた。全財は税務職員の待遇改善を訴える一方で，同時に，「われわれは税務官吏である前に労働者である」という立場から，最低生活費に食い込むような「大衆課税」に反対していた（全国税労働組合 [1965:17]）。そのため，「国税の職場内にも反税をアジる者が出て，署によっては機能が麻痺してしまった」ところもあった[74]。このような事態は当時の税務職員の厳しい労働条件と大きく関係していた。事実，47 年には過労のため 38 名の職員が死亡し，職員の 2 割が病気にかかっていたと言われる[75]。その中で税務職員の強い反発が起こり，47 年の末には各地において，待遇の改善を訴えるためその地の全財職員全員が辞表を提出するということも起こった[76]。また，48 年 3 月 15 日には司令部による強硬な徴税に反対して，全財によるストライキが行われた[77]。

このように，当時の厳しい課税・徴税には納税者からの反発だけでなく，税務職員による反発も同時に生じており，税務行政は非常に混乱した状態に陥っていた[78]。当時，主税局経理課長であった金子一平は，「軍政部から徴税の尻叩きをされ，内部の職員は組合運動に力を入れている（中略）そういう悪夢の時代だったといってよいと思います」と述べている[79]。

4. 減税方針の確立

4–1. 主税局の所得税減税方針

このような混乱した情勢が大きな要因となり，大蔵省主税局において所得税減税の方針が採られるに至る。税制の立案を担当する大蔵省主税局は，1947 年度に生じた以上のような事態を問題視した。その中で考えられた 48 年度の税制改正の構想について，当時主税局長の平田敬一郎は次のように述べる。

（74） 金子「GHQ の徴税攻勢」，『納税通信』1986 年 3 月 24 日，1914 号。

（75） 全国税労働組合 [1965:16]，品川「職員組合（全財）の結成」，『納税通信』1975 年 3 月 10 日，1361 号。

（76） 朝日新聞 1947 年 11 月 20 日，11 月 27 日。

（77） 品川「職員組合（全財）の結成」，『納税通信』1975 年 3 月 10 日，1361 号。このストは，「石川県の小松署で十一名の職員が出動した以外，全国の税務署で一人の職員も出なかった」ほどの徹底したものであったという。

（78） 当時の国民の，徴税あるいは税務当局に対する強い反感は，福島譲二（当時主税局）や塚田軍（当時主税局）の次の言葉にも見て取れる。「当時はテレビのない時代で，ラジオ放送が娯楽の面でも大きなウエートを占めていましたが，NHK で日曜娯楽版という番組をやっていまして，それが税務署を痛切に皮肉っていました。『火事だ』 『何処だ』 『税務署だ』 『放っとけ』といった放送が受けていたのですから，好感を持たれていなかったのは確かでしょう」（福島譲二「シャウプ勧告前後」，『納税通信』1988 年 3 月 7 日，2011 号）。「新聞やラジオで税務署の悪口が書かれたり，いわれたりしない日はほとんどなかった時代で，税務署の話を入れないと落語やコント，万才にはならないという時代でした。」（塚田軍「税務行政の整備」，『納税通信』1975 年 9 月 15 日，1388 号）。

（79） 金子「GHQ の徴税攻勢」，『納税通信』1986 年 3 月 24 日，1914 号。

「（昭和：引用者注）二十三年度においては，どういう税制でのぞむべきかの問題ですが，この問題について私はいろいろ考えてみたのですが，もうその当時のぼくの気持ちとしては，所得税その他の直接税で厖大な収入を上げること，ことに経済混乱期において多額の収入を上げるということは，摩擦ばかり多くて結果は必ずしも公平には行かない。率直に言って，むしろ間接税で行った方がいいんじゃないかという気がしたのです。つまり所得税を相当大幅に減税し，その代りに間接税で埋合せをつけた方がいいんじゃないかという考えをもっていました。ぼくだけの意見でなくて，主税局ぜんたいの一致した意見だったのです。」(80)

すなわち，47 年度に生じた問題は主税局に，所得税は「摩擦ばかりが多くて結果は必ずしも公平に行かない」と認識させることとなった。事実，既述の多くの問題の中で，「その頃は所得税の適正の課税そのものについてほとほと弱り抜いたとき」であった。(81) その結果，所得税の減税が主税局において第一の問題となり，その財源として考えられたものが取引高税であった。当時，取引高税に関わった塩崎潤によれば，「どうすれば税務行政が安定するかといった問題が，いわば“政治の目”となり，これを一挙に解決しようと考えられたのが取引高税」であった。(82) 取引高税に関する詳細な議論については割愛せざるを得ないが，「端的に刻々の経済情勢の動きに応じて変動し，しかも早く入ってくる税がほしい。取引高税は税の理論からいったら悪いかもしれないが，こういうような経済変動のときには返（ママ）っていいのではないかということになった」のである。(83)

4–2. 1948 年度税制改正と予算

この方針の中で作成された 48 年度の税制改正案は，所得税の税率引下げおよび控除引上げ，取引高税の導入および酒税を中心とする間接税の増徴等を行うものであった。6 月に提出された政府予算案では，(84) 一般会計は 3,994 億円にのぼっており，歳入は税収および印紙収入が 2,632 億円を占

---

(80) 平田「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」: 16，昭和 27 年 6 月 17 日，『口述資料』第三冊（ただし傍点は引用者）。

(81) 同上：18。また，平田には次のような認識もあったという。「所得税のうち源泉課税の分は，とにかく早く，確実に入って来る。が，申告納税の方は時間的にどうしてもズレが出て来るので，こんな時期にはちょっと困る。安定した経済のものには，ズレ位は出て来ても大したことはないのですが，物価が一年に五割も六割も上り，物によっては二倍にもなるというときには，源泉課税と申告納税の間には，同じ所得税の間に不公平が起こってくる。つまり，遅れて徴税されることによって実質上の負担が非常に違って来るのです。しかも申告納税の方は的確にその所得を捕捉しがたいし，昔金持ちだった者はいなくなって，残る者は貧乏人か，あるいは闇所得者しかない，こういう状態ですから，やはり所得税にあまり多く依存してはいけない，というわけです。」（同上：18f.）。

(82) 塩崎潤「取引高税」,『納税通信』1975 年 1 月 27 日，1355 号。

(83) 平田「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」: 17f.，昭和 27 年 6 月 17 日，『口述資料』第三冊。

(84) 48 年 2 月 10 日に片山哲内閣が退陣し，3 月 10 日になって芦田均内閣が成立した関係上，48 年度予算は，4 月から 6 月の間は各月において暫定予算が編成され，本予算の国会提出が 6 月となった。

め，歳入を補塡するための公債の発行はなかった（大蔵省財政史室編 [1982:316]）。税収の内訳は，所得税が 1,284 億円（源泉徴収分 381 億円，申告納税分 903 億円），取引高税 270 億円，酒税 458 億円などとなっていた。これは税制改正が行われなかった場合と比べて，所得税は 736 億円（源泉徴収分 405 億円，申告納税分 331 億円）の減，酒税は 120 億円の増であり（大蔵省主税局調査課 [1952:194]），主税局の方針を反映したものであったと言える。

しかしこの予算案には，取引高税の新設に対する民主党，国民協同党内部からの反対などもあったことから，与党三派[(85)]による予算修正案が出された。その修正案は，取引高税の撤廃（270 億円減）の他，高額所得に対する税率の引上げ（110 億円増），所得の捕捉率増加による所得税増収（220 億円増）などを盛り込んだものであった。しかしこの修正案は現実的でないとして総司令部に受け入れられず，その後さらに協議が続けられた結果，6 月末に最終的な修正案が決定され，7 月に可決された。その与党修正案は，151 億円の歳出増となるものであり，歳入の方では免税品目拡大による取引高税の減税（56 億円減），高額所得者に対する所得税率の引上げ（20 億円増），課税の充実による所得税増収（160 億円増）などが計上されたものであった（大蔵省財政史室編 [1982:330ff.]）。この結果，税収および印紙収入の総額は 2,677 億円となり，所得税が 1,464 億円（源泉徴収分 381 億円，申告納税分 1,083 億円），取引高税が 214 億円となった。所得税は政府案より 180 億円増加，取引高税は 56 億円減少し，主税局の持っていた意図は与党の修正により後退させられた。

第二次吉田内閣成立後，12 月下旬に成立した補正予算では，587 億円の歳出増を見た。そのための歳入は主に所得税および法人税の税収増によって賄われることとなっていたが，税制改正は行われていない。その結果，最終的な予算の税収（印紙収入を含む）は 3,161 億円となり，そのうち所得税が 1,835 億円（源泉徴収分 613 億円，申告納税分 1,222 億円）となった。このように 48 年度の最終予算の所得税収は，当初の政府予算と比べて約 1.5 倍の大きさなった一方，所得税減税の代替財源とされた取引高税は当初予算よりも減額され，214 億円にとどまった。

一方，48 年度における申告所得税の徴収状況は悪く，補正予算成立前の 12 月には低調な徴税実績に鑑み，「今後に於ける昭和二十三年度の租税収入確保対策」が閣議決定された。そこでは 10 月までの徴税実績が 1,023 億円と，当初予算額の 38.2 %であること，中でも申告所得税は 244 億円と当初予算額の 22 %にしか達していないことが指摘されている。そして 12 月には予算が追加されることから，「尋常の方法ではこの予算額の達成は，到底困難」とした上で，徴税を進めるための措置として，「調査を一層充実徹底して更に確定的な更正決定を強力に実施」することや，「納税督励を頻繁に実施」すること，「強力に滞納の一掃を図る」ことなどを挙げていた（大蔵省財政史室編 [1981:1133]）。しかし，12 月末時点での申告所得税の徴収実績を見ても，403 億円と補正予算の 33 %に達する程度であった。したがって，48 年度も前年と同様の事態が生じ，軍政部の監督の下に厳

（85） 民主党，日本社会党，国民協同党の三派である。

しい更正・決定および徴税が行われた。その結果，49 年 1 月から 4 月までの間に 740 億円もの申告所得税収を挙げることとなった（大蔵省財政史室編 [1977b:286ff.]）。

表 2 の通り，47 年度の税負担が対 GNP 比で 14.5 %であったのに対し，48 年度には 16.7 %へ増大した。所得税に関して見ても同様であり，対 GNP 比で 6.1 %から 7.2 %へ上昇していた。もちろん，取引高税が導入されなければ，さらに高い所得税負担になっていたとも考えられる。しかしながら，以上の 48 年度の状況を見ると，「所得税を相当大幅に減税し，その代りに間接税で埋合せをつけ」るという，主税局の目標が実現されたとは言い難く，49 年度も主税局は引き続き所得税減税の実現を目指すこととなった。

4–3. 民自党の政策

48 年度の取引高税の問題を見てもわかるように，政党の政策も当時の予算編成および税制改正に対し影響を与えることとなる。したがって，49 年度以降の問題を見ていく前に，48 年末から政権を担うこととなった民主自由党吉田内閣の政策について見ておく[(86)]。

野党であった民自党が盛んに主張していたことは，行政整理の断行，物資等に対する統制の撤廃，取引高税の廃止，料飲店の再開などであった[(87)]。政権を担う直前の 10 月には，これらの政策を含む緊急政策 19 項目が民自党大会において決定され，さらに政権獲得後には民自党の議員総会においてこれらの政策を党議とすることが決定されるに至った[(88)]。したがって，税制問題に関しては取引高税の廃止が民自党から政府に対し強く求められることとなった[(89)]。そのため，実際に取引高税を 49 年 2 月から廃止にする法案を，議員提出によって出す決定がなされたが，当時の国会（第 3 回臨時国会）に追加予算を提出することが時間の関係上不可能であるとして見送られることとなった[(90)]。そのような状況の中で 49 年 1 月に総選挙が行われることとなったが，選挙の際にも取引高税の撤廃は民自党の政策として引き続き主張された。選挙の結果，民自党は過半数の 264 議席を獲得し，2 月 16 日に第 3 次吉田内閣（大蔵大臣：池田勇人）が成立することとなった。

ここで注目すべきことは，税制に関して民自党で最も強く主張されていた点は取引高税の撤廃であった一方，所得税の減税に関しては積極的に訴えられていなかったことである。例えば，先に見た 19 項目の民自党の政策において取引高税の撤廃は入っているものの，所得税の減税は入っていない。また，1 月の選挙において，民自党の「三大公約」ないし「三大政策」とみなされていたものは，取引高税の撤廃，供出後の米の自由販売，および料飲店の再開であった[(91)]。このように，税制に

（86） 民自党（50 年 3 月から「自由党」）の吉田内閣は 48 年 10 月成立の第 2 次内閣から 53 年 5 月成立の第 5 次内閣まで続き，54 年 12 月まで維持された政権である。
（87） 読売新聞 1948 年 6 月 20 日，9 月 14 日，9 月 15 日，9 月 17 日等。
（88） 読売新聞 1948 年 10 月 11 日，10 月 27 日。
（89） 読売新聞 1948 年 11 月 8 日，11 月 12 日，11 月 23 日，11 月 24 日。
（90） 読売新聞 1948 年 11 月 24 日，11 月 25 日。

関して民自党で最も問題とされていた点は取引高税の撤廃であり，所得税の減税を第一とした上で取引高税を導入した主税局の方針とは異なるものであった[92]。

ただし，民自党も所得税の軽減を否定するものではなかった。例えば，選挙後に大屋晋三大蔵大臣臨時代理（商工大臣兼務）は新聞紙上の座談会において，「勤労所得の免税点の引上げ」を行いたいと述べていた[93]。しかし，所得税減税が民自党においても大きな問題となったのは，2 月の第三次吉田内閣の組閣直後における，49 年度予算編成の際であると考えられる。

4–4. 1949 年度当初予算と公約問題

第三次吉田内閣成立後まもない 2 月 22 日，49 年度予算大綱の草案が閣議で内定された[94]。その予算規模は 5,780 億円であり，税収 4,123 億円のうち，所得税は 2,200 億円とされていた。同案は，取引高税を廃止して生産税，手形税等のいくつかの新税により代わり財源を賄うほか，基礎控除，扶養控除，勤労控除の引上げも含むものであった。その後，23 日，24 日と，予算案に関する政府と民自党間の連絡会議が開かれ，公共事業費の増大などが決定された上で，党側も予算案を了承した[95]。そして翌 25 日に予算案は閣議決定されるに至った（大蔵省財政史室編 [1983:319]）。このように，取引高税の廃止および所得税の減税を含む 49 年度予算が新内閣において閣議決定されたのであり，両者が民自党新内閣において実現される政策と認識されたと言える。

このように取引高税撤廃および所得税減税の両者を含む 49 年度予算が立案されていた一方，ドッジ（Joseph M. Dodge）が来日した後，司令部から出された予算方針は減税を認めないものであった。司令部から大蔵大臣池田勇人宛に出された非公式覚書の第 4 項において，次のように述べられていた。

> 「予算の歳入面に関する限り多大のアメリカ援助に依存している以上，日本政府の目下の財政状態及び日本の現在の経済状態は，現行租税法のもとに於て来年度に生ずるであろうものに比

---

(91) 第 3 回国会，衆議院本会議 7 号（昭和 23 年 11 月 9 日）における吉川兼光（社会党），第 5 回国会，衆議院本会議 23 号（昭和 24 年 4 月 28 日）における加藤鎌造（社会党）の発言などを参照。

(92) 平田はこの点を次のように述べている。「取引高税については，当時の主税局としては，“重過ぎる所得税よりはましだ。所得税の大幅減税をやって，なお財源に余裕があれば廃止をやむをえないが，廃止を急いでやるのはどうか”という考え方でした。（中略）自由党（ここでは民自党のこと：引用者注）の方は，取引高税を早急に廃止すべきだという意見だったので，それとはくい違いがあった」（平田 [1959:34]）。

(93) 民自党の政策として掲げられていた行政整理に関しては，財政規模の圧縮に繋がるものであり，国民負担を過重にしないという意味を持つものであった（『民主自由党報』，昭和 23 年 11 月 13 日，「プランゲ文庫」）。しかし，その行政整理が所得税減税の財源として訴えられたというようなことはなかった。

(94) 朝日新聞 1949 年 2 月 23 日。

(95) 読売新聞 1949 年 2 月 24 日，2 月 25 日。

べて，政府にとって租税純収入の減少をもたらし，乃至は日本国民の租税負担を軽減するやうな実質的な税制の変更を考慮する余地のないものであることは明らかである。[96]」

つまり，実質的な減税のみならず，物価の上昇によって生ずる自然増を緩和するための減税でさえ，49 年度当初予算においては認められないこととなった。さらに，取引高税の廃止についても，ドッジは反対していた。取引高税廃止による減収を賄うための新税の導入についても，それらは「何れも好ましからざるもの」とされた（大蔵省財政史室編 [1983:322]）。

総司令部から出された予算案は 7,000 億円を超えるものであった。歳入のうち，租税および印紙収入が 5,146 億円を占め，所得税の予算額は 3,100 億円にものぼっていた（大蔵省財政史室編 [1982:400]）。このような事態に対し主税局は「独自の減税案をつくって，相当強硬に折衝」したものの，それが受け入れられることはなかった。[97] また，大蔵大臣の池田勇人もドッジに所得税減税を申し入れたが，これも認められなかった。[98]

その結果，最終的に政府は司令部案を全面的に受け入れざるを得ない形となった。それは実に歳出 7,047 億円にものぼるものであり，48 年度の最終予算 4,731 億円や 49 年 2 月の予算案 5,780 億円と比べても大きく増加していた。中でも著しく増大したものは価格調整費であり，「輸入物資価格調整補給金」が新たに 833 億円計上されていた。従来，対日援助物資を払い下げて得た収入が貿易資金特別会計の資金となり，輸出入の補助金に使われていた。[99] しかしドッジ予算において，援助物資によって得た収入は見返資金特別会計に繰り入れられ，そこで取り扱うこととされたため，これは行いえなくなった。ただし，輸入物資に対する価格調整金が一挙になくなった際の，物価に与える影響が懸念されたため，「輸入物資価格調整補給金」が設けられることとなったのであるが，その財源は一般会計から賄われることとなった。その結果，価格調整費は全体として実に 2,022 億円にのぼり，予算額全体の 28.7 %を占めた。2 月の予算案における価格調整費は 700 億円（全体の 12.3 %）であり，それと比較すると 3 倍近くの増大であった（大蔵省財政史室編 [1982:378,428f.]）。ただ

---

(96)「昭和二十四年度予算に関する司令部非公式覚書」(1949 年 2 月 17 日付), 大蔵省財政史室編 [1981:33]。ただし傍点は引用者。

(97) 平田「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」: 1，昭和 27 年 6 月 27 日，『口述資料』第三冊。

(98) その理由としてドッジは,「①消費の抑制を最大限に行いたい，②シャウプ博士一行は四月から五月にかけ到着するから税制の総合的研究をしたうえで改定するものは改定したい，③日米双方のいろいろな要求を押えてまとめたものを動かしたら，押えた要求がまた頭をもたげてくる，④すべての譲歩は政治的圧力に屈したものと解釈される可能性がある」, という 4 点を挙げていた（渡辺 [1966=1999:245f.]）。

(99) 援助輸入物資の払下げおよび輸出物資の買上げが原則的に国内の公定価格で行われた結果，輸入物資は安く払い下げ，輸出物資は高く買い上げるということを通じて，実質的に輸出入に対する補助金となっていた。このあたりの事情に関して詳しくは鈴木 [1960:105ff.] を参照。49 年 4 月に 1 ドル = 360 円と決定されるまでは，物資によってそれぞれ異なる円・ドルレートが適用されていた。48 年度末における円ドル換算率の平均は，輸出品 1 ドル = 340 円，輸入品 1 ドル = 160 円であったとされる。

し価格調整費は，ドッジによって「竹馬の両足」と呼ばれたものの片方にあたり，49 年度から削減の方針がはっきりと採られるようになった。(100)

このような巨額の歳出を賄うため，税収もまた大きな額を計上していた。予算の歳入は 7,049 億円であり，そのうち租税および印紙収入が 5,147 億円となった結果，所得税収は 3,102 億円（源泉徴収分 1,202 億円，申告納税分 1,900 億円）にのぼった（大蔵省主税局調査課 [1952:220f.]）。2 月の予算案の所得税収 2,200 億円と比較すると 900 億円を越える増加であり，約 1.4 倍の増額となった。

このように政府および与党の案が全く受け入れられない情勢が判明すると，民自党の公約の棚上げが問題とされることとなった。既述のように 49 年 1 月の選挙の際に民自党により強く訴えられていた点は取引高税の廃止であったが，新内閣発足後，所得税減税も含む予算案が閣議決定されていたことから，所得税減税も新内閣の政策の一つとされていたと言えよう。したがって，そこでは取引高税の撤廃だけでなく，所得税の減税も実現されない「公約」として批判されていたのである。(101)

そのため民自党はその後，棚上げされた「公約」を実現するために，取引高税の撤廃と同時に所得税の減税も推し進めていくこととなり，その実現は 49 年 5 月に来日したシャウプ使節団の勧告に期待されたのである。

5. 減税の実現へ

5–1. 使節団との交渉

シャウプ使節団が来日したのは 1949 年 5 月であるが，それ以前に使節団へ提出するための資料が大蔵省で作成されていた。それらは後述の「池田大蔵大臣からシャウプ博士宛の書簡」の原型と見られるが，そこでは所得税の問題について，「国民の租税負担が全体として過重であると同時に，税制が不当に苛酷であるのと税務行政の能率が低いために，税負担の公平が確保されていない」と簡単にまとめた上で，次のように述べている。

> 「歳出の規模を漸次縮減することによって，段階的に税負担の軽減を図りたい。この場合，ここ数年間は所得税の軽減に重点を置くべきであると考える。所得税に余りに重点をおいて，これに非常な多額の歳入を期待することは実際問題として負担の公平を得る所以でないこと叙上の所論によって明らかであろう。当面の態勢としては低額の所得層は取引高税及び間接税の形で税を負担せしめることとしてこの所得税の対象外に置き，所得税の課税人員を相当整理して，対象となる納税義務者について，充分徹底した課税を行うことが望ましい。」(102)

---

(100) 詳しくは大蔵省財政史室編 [1980:512ff.] を参照。

(101) 読売新聞 1949 年 3 月 30 日社説等。野党からも同様に所得税軽減が民自党の「公約」であったとして批判されていた（読売新聞 1949 年 4 月 6 日）。

ここに主税局の方針をはっきりと見て取ることができる。取引高税に関しては,「これを廃止すべしという議論もあるが極めて低い税率で物価事情等に即応して多額の収入を挙げ得る租税であるから,財政需要の現状においては,これを当分の間存置して歳入の確保に資することが適当である」とされ,[103] 既述の平田の口述と同様のことが述べられているものもある。[104]

シャウプ使節団が来日した後の 6 月に提出された,「池田大蔵大臣からシャウプ博士宛の書簡」は,使節団に対する公式的な要望であった。[105] そこでは所得税減税の必要性について,数字を用いて詳しく説明されている。第一に,1929 年から 34 年の平均で 14 %程度であった租税負担の国民所得比は,48 年度に 20.2 %,49 年度には 26.4 %にも達すると述べる。第二に,49 年度の実質国民所得は 29 年から 34 年平均に対し 79 %程度,1 人当たりでは 64 %程度となるとし,国民の生活水準の低下を訴えている。さらに,負担力の大きい資産所得の比率が低下し,所得の階級別構成も平準化されていることから,「国民の大部分が低いレベルで所得を分け合っている状態にあるので,国民の負担力は量的にも質的にも低下している」とする。第三に,基礎控除,扶養控除が生計費中の飲食費相当額にも足りないとされた。以上のような現状分析の後,最後の「改善の対策」を示しているが,そこで出てくるのは当然,所得税の減税であり,「税制の合理化に当っては,まず所得税制の合理化に重点をおくことを適当と考える」とした上で,「基礎控除,扶養控除等を相当大幅に引上げること」,「税率については,特に低額所得者に対する階級区分を,相当程度緩和すること」とした。一方,取引高税に関しては,「本来望ましくない租税であるので,税制の合理化に当っては,歳出の削減等によって可能な限り,その廃止を速かに行うこととしたい」とされ,そこでは主税局よりも民自党の要求が反映された形となっていた。

上記書簡では所得税減税を訴えているものの,具体的にどの程度の改正を行うのかという点に関しては示されていなかったが,主税局が 7 月に作成した「所得税制の改正について」という文書では,基礎控除を年 2 万 4,000 円(現行 1 万 5,000 円),給与所得控除を収入金額 30 万円までの金額について 20 %(最大 6 万円)(現行 15 万円までの金額の 25 %,最大 3 万 7,500 円),扶養控除を一人につ

---

(102)「現行租税制度について」No.20,昭和 24 年 4 月 22 日(大蔵省財政史室編 [1977b:453],傍点は引用者)。

(103)「現行租税制度について」No.22(大蔵省財政史室編 [1977b:455])。

(104) ただし,酒税,織物消費税,物品税などの他の間接税に関しては主税局においても税率の引下げを要望していた。しかし,それは間接税の減収を意図するものではなかった。すなわち,「当分の間減収を来たすような改正は直接税就中所得について行い,間接税全体としては,減収を生じない範囲で,税率引下等の合理化を図る」ものであった(『昭和 24 年度シャウプ税制使節団提出資料集その 3』: 1)。当時主税局の原純夫によれば,「物品税なんかも当時はほんとうに税率が高過ぎて,実行上安い税率でやったと同じようになるような妥協が各所において行われざるを得ないというような現状があったのでこれも下げたい」ということであった(原純夫・塩崎潤口述「シャウプ勧告をめぐる経緯」: 17,昭和 30 年 2 月 22 日,『口述資料』第三冊))。

(105)『昭和 24 年度シャウプ税制使節団提出資料集その 1』: 3ff.

き税額において年 3,000 円（現行 1,800 円）に引上げることとしていた。税率についても，現行で 2 万円以下 20 %から 50 万円超 85 %までとなっていたものを，5 万円以下 20 %から 2,000 万円超 75 %と大きく変更することとし，これらの改正により，実に 1,000 億円もの減税となるとされていた。(106)

その後作成された第二案では，基礎控除が 3 万 6,000 円，扶養控除が 1 万 5,000 円の所得控除とされた一方，勤労控除は 25 %とするものであった。税率は 5 万円以下 15 %，5 万円超 30 万円以下を 35 %とし，その後は 100 万円超 55 %まで上がっていくとするもので，さらに大きな変更が加えられていた。8 月初頭において，大蔵省ではこの第二案の方がより適切であるという結論に達し，近く使節団に同案を提出する方針である，と報じられた。(107)

以上のようにシャウプ使節団に対しては様々な資料が提出され，所得税減税が強く訴えられていたが，平田はこの当時のことを次のように話している。

> 「シャウプ税制ができるさい，われわれとして何ういう点に重点を置いて考えていたかというと，（中略）ぼくらは，とりあえず所得税を何とかして減税したい。しかも相当大幅な軽減をはかりたい。これが，話したり，資料を出したりした際，最も重点を置いたところです。（中略）また所得税は実際に幾ら過重になっているかというような資料をつくる。国会で一般に言われるよりももっとはげしい資料をたくさんつくりました。」(108)

5–2. シャウプ勧告の受入れと減税の実現

勧告の内容がどのように作成されたかという点に関して本稿で触れることはできないが，9 月に発表された勧告は所得税の減税を含むものであった。基礎控除を 2 万 4,000 円へ引上げ，扶養控除を 1 人当たり 1 万 2,000 円の所得控除とすることとされた。税率は 5 万円以下 20 %から 30 万円超 55 %までとされ，50 万円超 85 %とされていた当時の最高税率から大きく引下げることを勧告した。ただし勤労控除に関しては，給与所得の最初の 20 万円に対して 10 %へ引下げるよう勧告された。それは，当時の勤労控除の存在理由の一つとして，「給与所得は，その他の所得に比して相対的により正確な税法の適用を受けるのであるが，勤労控除は，それを相殺する作用を有する」という点が挙げられていたが，勧告はこれを強く批判し，税法の適用に関する不公平に対して，勤労所得を軽減するのではなく，税務行政を改善する方法をとるべき，としたためであった（シャウプ使節団『日本税制報告書』1 巻:69。以下，『報告書』とする）。勧告においては，以上の改正の結果，49 年度の当初予算において 3,102 億円とされていた所得税収が，50 年度には 2,880 億円へ減少するものとされ

---

(106)『昭和 24 年度シャウプ税制使節団提出資料集その 2』：1ff.「総体として約 1600 億円程度の減収を生ずるも，他面申告成績の向上，徴税能率の増進になり約 600 億円程度の増収が期待されるから，所得税収入としては 1000 億程度の減収となる」とされていた。

(107) 読売新聞 1949 年 8 月 5 日。

(108) 平田「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」：14f.，昭和 27 年 6 月 27 日，『口述資料』第三冊。

た。一方，取引高税は「売上税のうちで最も洗練されないものの一つである」，「日本の税制のうちで，最も将来性の少ないものの一つである」とされ（『報告書』2 巻:166f.），その税収に相当する歳出の削減を行うことができるのであれば，それを廃止するべきであるとした（『報告書』1 巻:39）。また，織物消費税など一部の間接税についても必需品に対する課税であるといった理由から廃止を勧告した（『報告書』2 巻:171ff.）。

このように，シャウプ勧告は所得税の減税および，条件付きではあったものの取引高税の廃止を含むものであり，その意味で民自党の「公約」と一致するものであった。したがって，勧告の内容は積極的に受け入れられることとなった。その点について，当時の池田大蔵大臣は，「私の側からいえば，問題の取引高税をやめ，所得税を軽減したことは満足」（池田 [1952=1999]:259f.）であったとした上で，「司令部の中では，明年度の財政の規模がきまらぬうちに減税の勧告がでたこと，ことにそれが身分上は経済科学局の一嘱託によってなされたことなどに不満を抱くむきがあり，私もいち早くそれを察したので，大綱が発表になった翌日，総理大臣談をだして，勧告はまことに結構だから，実現に努力すると公表してしまった」と述べている（池田 [1952=1999:261]）。

シャウプ税制はその後わずか数年のうちに「崩壊」されたものと評価されるが，勧告が，所得税の減税および取引高税という民自党の棚上げされていた「公約」を含むものであったため，その発表時には積極的に日本側へ受け入れられたのである。

一方，主税局にとっても，これまで見てきたように所得税の減税は望ましいものであった。ただし，その減税額には満足しておらず，それ以降も所得税減税を続けていかなくてはならないと認識していた。平田はこの点，「所得税の減税を大幅に勧告しなかった点が，シャウプ勧告の中で一番不満だった。したがって，その後私の主税局長時代を通じて一番頭にあったのも，いかにして所得税を減税するかということでした」と述べている[109]。取引高税に関しては，「できれば形を改めてできるだけ残したい考え」であり[110]，その撤廃よりは「所得税の減税をより優先さすべきだ」と考えていた（平田他編 [1979a:435]）。しかし，「とにかく自由党は（取引高税：引用者注）廃止論を出しているし，池田さんも，もうやめるのはしようがないというので，やめることにした」のであった（平田他編 [1979a:435]）[111]。

(1) 1949 年度中の改正

シャウプ勧告に基づく抜本的な税制改正は 50 年度まで待たねばならなかったが，主に法人税およ

---

(109) 平田他「シャウプ税制を語る」: 80（『ファイナンス』，1966 年 1 月）。

(110)『財政史ニュース』第 32 号：6, 1972 年 6 月 17 日。

(111) 織物消費税など他の間接税の廃止勧告も，主税局の方針とは異なっていた。平田はこの点，「それ（織物消費税などの間接税：引用者注）をやめるなら所得税をもっと下げた方がいいのじゃないかという考えだった」，と述べている一方（平田「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」: 19，昭和 27 年 6 月 27 日，『口述資料』第三冊），「織物消費税も残したかったが，一度廃止の勧告が出ると，残す訳にはいかなかった」とも述べている（『財政史ニュース』第 32 号：8, 1972 年 6 月 17 日）。

び酒税を中心として当初予算を上回る自然増収が見込まれたこともあり，49 年度の補正予算の際，勧告を取り入れた改正が部分的に行われた。50 年 1 月から，源泉所得税に対する勧告通りの税制の適用，物品税の軽減，取引高税の廃止，織物消費税などの廃止を行うものであった。これにより源泉所得税は 57 億円減税されることとなった。一方，源泉所得税には 150 億円の自然増，申告所得税には 197 億円の自然減が見込まれていた[112]。以上の結果，補正予算における所得税収は，当初予算の 3,102 億円から 2,998 億円（源泉徴収分 1,295 億円，申告納税分 1,703 億円）へと減少した。取引高税撤廃等の減収については，主に法人税および酒税の自然増（法人税 228 億円，酒税 102 億円）によって補われ，全体の税収としては，当初予算の 5,147 億円から 5,160 億円と，大きな変化はなかった（大蔵省主税局調査課 [1952:220f.]）[113]。こうしてここに，民自党がかねてから要求していた取引高税の撤廃が実現すると同時に，所得税の減税も開始された。

しかし，この 49 年度中の減税が行われたものの，予算額が大幅に増大し，それを賄うための税収も増大したことに変わりはなく，49 年度における租税負担は戦時，占領期を通じて見ても最も大きいものとなった。表 2 が示すように，国税収入の対 GNP 比は 18.8 %にのぼり，所得税はそのうち 8.3 ポイントを占めていた。

(2) 1950 年度予算

50 年度の当初予算は，予算の均衡を保ちながら，財政規模の縮減を図るという方針で編成された結果[114]，終戦後において初めて，前年度に比べて額を減少させることができた予算となった。中でも価格調整費は，49 年度の補正予算において 1,792 億円計上していたものが 900 億円へ減額し，前年度の約半額にまで縮小された。それは，49 年度より採られた価格調整費削減の方針に沿ったものであったと言える。また，終戦処理費も 49 年度補正予算において 1,253 億円あったものが，50 年度当初予算では 1,091 億円とされていた。その結果，公共事業費や地方財政調整費において大きな増額があったにも関わらず，総額で 6,614 億円となり，49 年度補正予算の 7,410 億円と比較して約 800 億円の縮小となった（大蔵省財政史室編 [1982:438ff.,454]）。

そのような中で，シャウプ勧告を採り入れた抜本的な税制改正が実施された。しかし，全てが勧告の通りに法制化されたわけではなかった。所得税においては基礎控除を 2 万 5,000 円へ引上げる（勧告では 2 万 4,000 円），勤労所得控除を 15 %（最高 3 万円）に引下げる（勧告では 10 %，最高 2 万円），最高税率 55 %を適用する所得階級を 50 万円超にする（勧告では 30 万円超）といった修正が行われ，勧告よりも所得税が減税される改正となった。その結果，勧告において 2,880 億円（源泉徴収分 1,270 億円，申告納税分 1,610 億円）とされていた所得税収は，2,487 億円（源泉徴収分 983 億円，

---

(112) 申告所得税収の大幅な減少が生じた点に関して詳しくは第 6 節で述べる。

(113) 補正予算の歳出においては，公共事業費，地方配付税などが増加している一方，価格調整費が 230 億円減額された。補正予算の歳出全体は 7,411 億円へと増額していた。

(114)「昭和二十五年度予算編成方針」（昭和 24 年 8 月 6 日閣議決定，大蔵省財政史室編 [1982:450ff.]）。

申告納税分 1,504 億円）と，約 400 億円もの減額を見るに至った。しかし，税収全体（印紙収入を含む）の予算額は 4,446 億円であり，勧告で見積られていた 4,560 億円と比べて，そこまで大きくは減少していない。それは，法人税や酒税を中心とする他の税目の増収見込みにより，所得税収の減税分が賄われることとなっていたからである。また，49 年度予算との比較で見ると，税収は 5,160 億円から 4,446 億円へ，所得税収は 2,998 億円から 2,487 億円へ減少することとなり，所得税は昨年度比で 500 億円以上の削減となった（大蔵省主税局調査課 [1952:251]）。

(3) 1951 年度予算

51 年度の予算も 50 年度予算と基本的には同様の方針のもとに編成され，財政の均衡を保つ一方で，価格調整費を中心とする歳出削減が行われた。価格調整費は 50 年度の最終予算において 640 億円であったものが，225 億円まで縮小されることとなった。そのため，外国為替資金特別会計に対する繰入れ，社会政策的経費の増大等がある中でも，歳出総額 6,574 億円となり，50 年度の最終予算 6,446 億円よりも減少することとなった。その中で前年と同様に所得税の減税が行われた。基礎控除が 3 万円（現行 2 万 5,000 円），扶養控除が 1 万 5,000 円（現行 1 万 2,000 円）に引上げられた一方，8 万円から 50 万円までの所得者に対する税率が引下げられた。その結果，所得税収の予算額は 2,227 億円（源泉徴収分 1,050 億円，申告納税分 1,177 億円）とされ，50 年度最終予算における所得税収 2,354 億円よりも 127 億円減税されることとなった。さらに，税法上の減税額は 614 億円にも達していたものの，税収全体（印紙収入を含む）の 51 年度予算額は 4,445 億円であり，50 年度最終予算の 4,451 億円からわずか 6 億円の減少であった。所得税の減税分を賄ったものは，50 年度と同様に法人税，酒税等の増収分であった。

こうして 50 年度，51 年度と引き続き所得税の大幅な減税が達成された。それを達成することができた大きな要因の第一は，価格調整費の大幅な削減であり[(115)]，第二は，法人税や酒税を中心とした他の税収の増大であった。前掲の表 2 によって所得税の対 GNP 比を見てみると，50 年度，51 年度の所得税減税がいかに大きいものであったのかわかるであろう。49 年度における所得税収の対 GNP が 8.3 %であったのに対し，50 年度には 5.6 %，51 年度には 4.1 %となり，わずか 2 年間のうちで所得税負担は実に半減した。また，所得税納税者は，49 年に 1,912 万人存在したのに対し，50 年には 1,427 万人，51 年には 1,258 万人と急減し，2 年間のうちに 49 年の約 65 %にまで減少した（表 3）。中でも申告納税者は，49 年に 945 万人存在していたが，50 年には 432 万人，51 年には 349 万人となり，2 年の間に半数以上減少していた。

このような大幅な所得税減税は，与党にとって公約を実現する形となり，主税局にとっては 48 年度より採られていた所得税減税方針がようやく実現できたものであったと言えよう。

---

(115) 平田敬一郎も価格調整費の削減が所得税減税に大きく寄与したことを指摘している（平田「昭和二十二年末以降の税制と徴税問題」: 2ff., 昭和 27 年 7 月 4 日,『口述資料』第三冊）。

6. 税務行政の「大転換」と新たな問題

以上のように所得税の減税が実現された一方で，減税をさらに推し進める新たな要因が形成され始めていた。それは減税が実現されていくと同時に起こっていた，税務行政における大きな変革と深く関係している。

その税務行政における大きな変革の第一は，1949 年，軍政部による徴税督励が終了したことである。[116] 49 年のうちに税の監督責任および権限が，軍政部より ESS の内国歳入課（Internal Revenue Division: IRD）に移管された。経済科学局長のマーカットによる文書によれば，その理由は以下のようなものであった。

> 「ほとんどあるいは全く課税の経験がない軍人により，集団的に『圧力』を与えるような占領軍の監督は，実際の徴税という観点から見ると非常に成功した一方，同時にそれは非常に望ましくない，不公平で非民主的な状況を一層悪化させた。（中略）それは積極的な措置により是正されなければならない状況にある。さらに，もし是正されなければ，市民が政府から公平な税の取り扱いを受けることを全く期待できないようなその現状が，もしかすると今の日本政府だけでなく，占領軍が行ってきた全ての改革を弱体化させるかもしれない。市民と政府との間における相互の敬意および公平な取り扱いがなければ，民主主義は存在し得ない。政策および税の運用の職務を，税務行政の成功における『公平』の必要性を認識している，訓練された経験豊かな税務職員の下に置くという決定がなされたのは主としてこの理由のためである。[117]」

したがって 1949 年度の末には軍政部を動員した厳しい徴税は行われなかったが，それは 49 年度における申告所得税の予算額の徴収が厳しくなることを意味した。

第二は，徴税目標の設定および割当課税の廃止である。厳しい徴税に対する批判が高まる中で，国会においても，徴税目標の設定および割当課税に対する批判が行われていた。その中，49 年度初頭の国会において大蔵大臣の池田勇人がその廃止を言明し，[118] 49 年度からそれらは行われないこととなった。[119]

第三に，49 年 6 月に国税庁が創設され，翌 50 年度には税務行政の刷新が図られた。申告所得税を中心に大きな問題を抱えており，「反民主的」となってしまった当時の税務行政を改善するため，[120] 国税庁により税務行政における方針の「大転換」が試みられた。その税務行政の刷新に大きく影響

（116）軍政部による徴税督励の終了に関して詳しくは小柳 [1998:152ff.] を参照。

（117）Memorandum for: Chief of Staff, Subject: Tax Surveillance Program, 23 September 1949, Box #6836, Folder #16: Taxes（「日本占領関係資料」）.

（118）第 5 回国会，参議院本会議第 26 号（昭和 24 年 5 月 13 日）。

を与えたのは，国税庁長官となった高橋衛らが，50 年にアメリカの税務行政の視察を行ったことである。その視察によって得た結論として重要なものは第一に，「調査してない，自信のない更正決定は絶対にやめよう」ということである。[121] 第二は，税金を納めなければならないが，現在の生活が非常に苦しくてどうしても納税できない，という人々から強制的に徴税するようなことはせず，「資力がない者に対しては，徴収は資力のある限りに止める」ということであった。[122] 第三は，「予算というものと実際の収入というものを切り離して考え」るということである。すなわち，政府は歳入予算確保のために無理をして徴税しがちであるので，それに対し「税務官吏は予算に忠実であるべきではなしに，税法に忠実であるべきだという，考え方の根本的な変換」を行おうということであった。[123] 以上のような方針により，高橋らは「税務行政運営の根本精神において大転換」を行おうとした。[124]

しかし，これらの税務行政上の変革は申告所得税の税収に大きな影響を与えることとなった。49 年度の当初予算において申告所得税収は 1,900 億円であったが，補正予算において約 200 億円の自

---

(119) 国税庁長官であった高橋衛は国会での議論が徴税目標，割当課税の廃止に大きく影響したことを次のように指摘している。「(政府は：引用者注) 目標制度というものは二十四年度に入ってからはもうやりませんという答弁をする。これは国会の圧力によってそういう方向にかわって行ったのです」(高橋衛「戦後の税務行政」: 5，昭和 27 年 7 月 24 日，『口述資料』第 3 冊)。ただし，既述のように 49 年度の予算は，ドッジの来日に伴う厳しい予算編成となっていた。歳入の不足が許されない中で目標制度が廃止されたため，予算額の税収を達成するために，国税庁ではその対策に追われることとなった。その事情について高橋は次のように述べている。「司令部の強力な指示があるので，予算で予定した歳入だけはどうしてもあげなければいかぬということになっておりましたので，(中略) 国税庁ができて最初の仕事は何かというと，その目標制度を廃しながら，なおかつ歳入をどうして確保するか，(中略) それをどうしたらよいかということが，国税庁の打開しなければならない最初の問題であったわけです。それで実にへんな話でありますが，目標はつくらない，しかしながら，各局から，その局におけるところの収入がどのくらい入るかという見積りを出させて，その見積りがこちらの見積りに達しないと，それについての間接の数字から，もう少し君のところは出るはずじゃないか，見積りの立て方が足りないということで，見積りを何回も出させてはそれをたたいたり，一回ごとに本庁で指示をしてそういう点も修正して来て，だんだん予算に近い見積り額を局が自発的に出して来る。そうして更正決定前のことになると，その局の出して来た見積り額というものは，大体予算程度になって来ている。」(高橋「戦後の税務行政」: 5ff.，昭和 27 年 7 月 24 日，『口述資料』第 3 冊)。

(120) 国税庁長官高橋衛による文書では，当時の税務行政の状況を次のように説明していた。「率直にいって，わが国は，法律の上では 1947 年以来もっとも民主的な申告納税制度を採用しているが，税務機構および税務行政の根本的態度においては依然として昔の賦課課税時代の旧套を脱していないのみか，戦後のインフレ阻止と税収確保の観点から，目標制度等に依って昔時よりも遥かに強権的な課税および徴税が強行された反面，賦課課税時代には一種の安全弁となっていた所得調査委員会等が廃止されたために，結果としては，税は戦前戦時中に比して遥かに反民主的となり，政府と納税者とが互に背き合う方向に進んで了っている。」(高橋衛「税務行政改善についての根本精神」，昭和 25 年 9 月 15 日，国税庁 [1952:510])。

(121) 高橋「戦後の税務行政」: 10，昭和 27 年 7 月 24 日，『口述資料』第 3 冊。

(122) 高橋「税務行政改善についての根本精神」(昭和 25 年 9 月 15 日) (国税庁 [1952:510])。

(123) 高橋「戦後の税務行政」: 13，昭和 27 年 7 月 24 日，『口述資料』第 3 冊。

(124) 高橋「税務行政改善についての根本精神」(昭和 25 年 9 月 15 日) (国税庁 [1952:509])。

然減が見込まれたため，最終的な予算における申告所得税収は 1,703 億円となっていた。この減収は，軍政部による徴税督励および徴税目標制度・割当課税の廃止が原因と考えられた。内国歳入課長のモス（Harold Moss）がドッジに宛てたメモにおいては，「この（補正予算における申告所得税収の：引用者注）減少は主に徴税の『割当ておよび目標』の取止め，および軍政部による徴税督励の急激な縮小による」と述べられていた。(125) しかし，このように補正予算において大幅な減収を計上していたにも関わらず，最終的な申告所得税収はその金額をも大きく下回るものであった。47，48 年度において，補正予算における財政膨張にも関わらず，軍政部の徴税督励によって予算額の徴収をほぼ実現したこととは対照的である。目標制度・割当課税および軍政部の徴税督励の終了が申告所得税収の減少に非常に大きな影響を与えていたことがわかる。

そして 50 年度には税務行政の「大転換」が行われる中で，申告所得税に対する徴税はさらに緩和されることとなる。したがって，低調な申告所得税の徴収状況は 50 年度以降も継続されることとなる。50 年度における申告所得税収の当初予算額は 1,504 億円であった。それが補正予算において 1,171 億円と，当初の 8 割以下にまで減少した。さらに最終的な徴収額は 926 億円であり，補正予算に対して 8 割弱，当初予算に対しては実に 6 割強程度の額となった。51 年度もほぼ同様である。51 年度における申告所得税収の当初予算額は 1,177 億円であり，補正予算では 1,022 億円となった。しかし最終的な徴収額は 754 億円であり，補正予算の約 74 %の額であった。(126)『国税庁事業年報書』で「申告を是認するに急なるの余り，その課税水準は必ずしも充実したものということを得ず，課税見込額を相当に下回る」こととなったと述べていたように（国税庁 [1952:178]），申告所得税に対する徴税の緩和の中で，徴収は低調なものとなった。

一方，申告所得税が予算額を大きく下回る徴収実績であったのに対し，源泉所得税は予算額を上回るような徴収実績を挙げていた。しかも，申告所得税が補正予算において自然減収を見込んでいた一方，源泉所得税は自然増収を計上していた。各所得税の予算および実際の徴収額の推移を示したものが表 4 である。

この表により，申告所得税と源泉所得税の対照的な動きが明らかであろう。源泉所得税は毎年のように多額の増収を計上し，なおかつ予算額を上回る徴収実績を挙げていた。一方で申告所得税は多額の減収を計上し，なおかつ予算額を大幅に下回る実績であった。その意味で源泉所得税収は，計数上において，申告所得税の減収分を埋め合わせることとなっていたと言えよう。したがって，このような 2 種類の所得税の対照的な状況は，所得税の不均衡として問題視されるに至った。そのよ

(125) Memorandum for: Mr. Dodge, Subject: Supplementary Budget Tax Changes, 3 November 1949, Japan 1949, Box #9, Folder: Taxation 1949–1950 (Dodge Papers).

(126) 50 年度は補正予算に伴う税制改正によって申告所得税の減税は行われておらず，当初予算から補正予算にかけての減少分はすべて自然減収である。一方，51 年度は補正予算に伴う税制改正において約 101 億円の申告所得税減税を行っており，当初予算から補正予算にかけての自然減収分は約 54 億円である（大蔵省主税局調査課 [1952:295]）。

表 4　各所得税の予算額および決算額

（単位：百万円）

税目／年度	49 年度当初	49 年度補正	49 年度決算
所得税計	310,202	299,811	278,754
源泉所得税	120,202	129,486	141,547
申告所得税	190,000	170,325	137,206

税目／年度	50 年度当初	50 年度補正	50 年度決算
所得税計	248,683	235,424	220,134
源泉所得税	98,332	118,316	127,516
申告所得税	150,351	117,108	92,618

税目／年度	51 年度当初	51 年度補正	51 年度決算
所得税計	222,744	234,510	225,672
源泉所得税	105,054	132,289	150,230
申告所得税	117,690	102,221	75,441

出所：大蔵省主税局調査課 [1952], 大蔵省財政史室編 [1978:264ff.] より作成

うな所得税の不均衡は，早くは占領軍からも指摘を受けており[127]，国会においても指摘されていた[128]。

この状況は申告所得税の徴税成績を上げるべきという要求はもちろん[129]，次のような要求にもつながった。第一に，給与所得が相対的に重課されているということから，勤労控除の引上げが要求された[130]。第二に，申告所得税の徴収が極めて低調な理由を，所得税負担の重さ，多大な納税者数に求め，徴収成績改善のためにも所得税を減税するべきという要求である[131]。事実，53 年の税制調査会の答申においては，申告・源泉所得税間の不均衡について「一面所得税（及び事業税）の負担がきわめて重いことにより事業所得者の所得の把握が充分に行われ難いところにもその理由の一半がある」とし（大蔵省主税局 [1953:45]），それが所得税減税を必要とする理由の一つとされていた。このように，申告・源泉所得税間の不均衡は，新たな所得税減税要求を生み出すことにつながった。そして，主税局においてはこの不均衡是正の方法として，勤労控除の引上げではなく第二の方法が支持され

（127）50 年，内国歳入課長モスは次のように述べていた。「個人所得税のうち，給料，賃金からの源泉徴収分は徴税見積額をわずかながら上回っているのに反し，主として商家，農家から支払われる申告所得税は三月十日減税見積額の六十七％に過ぎず，はるかに下回っている。言い換えれば，申告納税者は明かに彼らの担税分を担わず，他の納税者に肩代りしているわけであり，これはウソのように低い申告および申告後の遅払いが原因である。」（朝日新聞朝刊 1950 年 3 月 23 日）。

（128）例えば，第 12 回国会，参議院大蔵委員会 4 号（昭和 26 年 10 月 30 日）における木村禧八郎（労働者農民党）の答弁。また，申告・源泉所得税間の不均衡を問題とした論稿として有名なものに都留 [1952] がある。

（129）例えば，朝日新聞朝刊 1951 年 12 月 16 日の社説。

（130）第 12 回国会，参議院大蔵委員会 4 号（昭和 26 年 10 月 30 日），第 13 回国会，参議院大蔵委員会 28 号（昭和 27 年 3 月 24 日）における木村禧八郎（労働者農民党）の答弁，第 12 回国会，参議院大蔵委員会 7 号（昭和 26 年 11 月 7 日）における齋藤甚助（日本財務職員労働組合）の答弁などを参照。

（131）朝日新聞朝刊 1951 年 12 月 16 日の社説。

たのであり[132]，所得税減税を推し進める一つの要因となったと言える[133]。

このように，申告所得税の混乱に対する反省から国税庁では税務行政の「大転換」が図られた。そこでは「とにかく歳入はそれほど考えないで」，「税法に忠実」に徴税を行うことにより[134]，民主的な税務行政の確立が図られた。これは所得税の減税と相俟って，ある程度功を奏したと言えそうである。50 年度より更正・決定および，それに対する異議申し立ての件数は急減し，反税運動の件数も大きく減少した（国税庁 [1952:177f.,187,192]）[135]。また，国税庁は「（昭和：引用者注）25 年を境として，税務行政の様相が全く一変し，申告納税制度本来の精神に向って飛躍的な進歩を遂げたことが明かである」と評価した（国税庁 [1952:178]）。しかし，それは一方で，申告所得税の徴収が予算額を大きく下回るという事態を生み出した[136]。他方で源泉所得税は予算額を超過するほどの徴収成績を挙げていた。したがって，その状況が申告・源泉所得税間の不均衡とみなされ，その是正の手段として，新たな所得税減税要求が生み出されるに至ったのである。

---

(132) 国会の答弁において主税局長の平田は次のように述べていた。「一方におきましては控除の引上げや税率はできるだけ緩和いたしまして，そうしてこの小納税者の負担をできるだけ少くすると同時に，一方においては余り零細な所得者は所得税の納税者から外すと，そういうことによりまして低額所得者における負担の調整と言いますか，ということをできるだけ考えて行きまして，残つた納税者につきましてはできる限り的確な調査，或いはまじめな申告をお願いいたしまして，それによつて負担の公平を図る，こういう方向にやはり行くべきものではなかろうかと考えるわけでございます」（第 12 回国会，参議院大蔵委員会 6 号，昭和 26 年 11 月 6 日）。

(133) 1952 年から主税局調査課長となった庭山慶一郎は，以上のような所得税間の不均衡が，「減税が強く主張された根拠である」としている（庭山 [1958:9]）。

(134) 高橋「戦後の税務行政」：13，17，昭和 27 年 7 月 24 日，『口述資料』第 3 冊。

(135) 更正・決定の激減に関しては，50 年度より行われた「お知らせ制度」が大きく影響していると考えられるが（「お知らせ制度」に関して詳しくは平田他編 [1979b:221ff.] を参照），一方で 50 年より大阪国税局長となった塩見俊二は次のように述べる。「（50 年分申告所得税の：引用者注）更正決定減少の裏には幾多の貴重なる犠牲が払われているのであります。その根本原因は，不完全なる調査をもって更正決定を減少せしめたところにあるのであります。不完全なる調査をもって納税者を満足せしめるためには，必ずその所得額を過少に評価しなければできないことであります。更正決定の裏には，即ち課税所得金額引下げの秘密がかくれていたのであります。（中略）調査の不徹底，更正決定，審査の請求，誤謬訂正，滞納の累積といった悪循環を断ち切るために当時の状況としてはこのような犠牲を覚悟して，更正決定の減少を図ったのであります。課税の低調ということは，脱税を承認することであり，またかかる方法は必ず正直者が馬鹿をみる結果となるのであります。そして事業所得者と勤労所得者の負担の不公平をますます拡大する結果と相成るのであります。」（大阪国税時報編集室 [1954:24f.]）。

(136) 申告所得税の減収の要因は税務行政の方針転換ではなく，法人成りの増加などに求めるべきであるとする主張もあるかもしれない。しかし，当時国税庁総務課の中西清によって行われた調査によると，少なくとも 50 年度における申告所得税収減少の要因は，法人成りなどではなく，税務行政の転換であったと結論付けられている（中西清「所得税額の推移に関する一考察」，『財政』1954 年 12 月）。

おわりに

終戦後，従来の前年実績による賦課課税方式の所得税は，インフレに対応した収入を挙げることができないといった問題があることから，総司令部より強い批判が加えられた。その結果，総司令部の主導により，1947 年度，当年所得に課税する予定申告納税制度が導入されるに至った。しかし，申告所得税の納税実績は非常に悪いものとなった結果，予算額の納税を確保するために徴税額の目標を定めた上で，軍政部が徴税に動員されるという事態が生じた。軍政部による徴税督励は非常に厳しいものであり，結果として無理のある更正・決定が多く行われることとなった。その結果，目標額は確保されたものの，税負担は急上昇し，納税者の不満は高まった。恣意的で不公平な更正・決定，税務職員の汚職，税負担の過重が問題とされ，それは各地の納税者による反税運動につながった。また，反発は納税者からのものだけではなく，税務職員からも生じ，ストライキ等も行われていた。

申告所得税によって生じた以上の様々な問題は，所得税は摩擦が多い，という認識を税制当局にもたらした。したがって主税局は，所得税に多く頼る税制は避けるべきあると考えるに至り，所得税を大幅に減税した上で間接税によりその分を代替しようと試みることとなった。その結果，48 年度には取引高税を導入し，それにより所得税の減税を図った。しかし，与党の反発の中で取引高税による財源は大きなものとならず，大幅な所得税減税を行うことはできなかった。また，48 年 10 月より政権についた民自党は取引高税の撤廃を強く要求していた。

それ以降も主税局は同様の方針で税制改革の実施を試みたが，49 年度にはドッジ予算が組まれる中で全く減税を行うことはできず，租税負担は非常に大きいものとなった。また，民自党が要求していた取引高税の撤廃も受け入れられず，所得税の減税と合わせて「公約」問題が生じた。したがって，民自党も「公約」を実現するために所得税の減税を積極的に進めていくこととなった。その中，来日したシャウプ使節団の勧告は所得税の減税および取引高税の廃止を含むものであったため，民自党は勧告を全面的に受け入れることを決定した。こうして，50 年度の改正において本格的な所得税減税が実現されることとなったが，主に価格調整費を中心とする大幅な歳出削減が同時に行われる中で，勧告よりも大きな額の所得税減税が実現された。51 年度も同様の方針が貫かれる中で大きな額の所得税減税が実現された。その結果，49 年度にはピークに達していた税負担は大きく低下した。所得税負担はわずか 2 年間のうちに半減し，納税者数も急減した。

このように減税が開始された一方，税務行政にも大きな変化が生じていた。徴税目標の設定・割当課税，および軍政部による徴税督励は 49 年度中に終了した。同年には国税庁が創設されたが，そこでは混乱した申告所得税の税務行政を改善するため，税務行政の「大転換」が図られた。徴税において，それまでは歳入の確保を優先させてきたが，あくまでも税法に忠実な徴税へと転換し，民

主的な税務行政を確立しようとしたのである。その結果，減税と相俟って申告納税における税務行政上の問題は大きく減少した。しかし，その一方で生じた問題は，申告所得税の徴税成績の極度な不振ということであった。他方，源泉所得税は予算を超過するほどの額を徴収しており，ここに申告所得税・源泉所得税間の不均衡という問題が新たに発生した。そしてこの問題は，新たな所得税減税の要求を引き起こすこととなったのであり，その後も引き続いた減税の一要因となったと考えられる。(137)

占領期末から高度成長期にかけて行われた所得税減税を「減税政策」と一言に呼ぶとしても，いつでも同様の論理によって減税が行われたとは考えにくい。ある時期には，他の時期と似たような問題が存在する場合もあるが，同時に異なる問題も存在するのであって，その時々の論理で所得税減税が行われるのである。そのようなことが連続した結果として，長期にわたる所得税減税が最終的に実現されたものと考えられる。ある一つの固定的な「減税政策」の型が存在するとみなすのは難しく，したがって本稿で見た占領期の経験がその後の減税をすべて規定したとも考えられない。ただし一方で，ある時期に採られた方針や政策がその後の減税要因を形成する，といった事態も同時に考えられる。本稿の最後で述べた問題はその意味で重要である。なぜなら，申告所得税の混乱という一つの問題を解消するために採られた政策が，申告・源泉所得税間の不均衡という新たな問題を生み，最終的にはそれが新たな減税の一要因となったからである。独立以降の問題に関しては今後の研究に待たれるが，長期の所得税減税を明らかにする足がかりとして，占領期における減税の実現過程を追っていくことは重要であると言えよう。

（経済学研究科後期博士課程・日本学術振興会特別研究員）

参 考 文 献

池田勇人 [1952=1999]『均衡財政　附・占領下三年のおもいで』，中央公論新社。
エヌピー通信社『納税通信』各号。
大蔵財務協会『財政』各号。
大蔵財務協会『ファイナンス』各号。
大蔵省『財政金融統計月報』各号。
大蔵省財政史室編『財政史ニュース』各号（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
大蔵省財政史室編 [1977a]『昭和財政史――終戦から講和まで――第 4 巻：財政制度；財政機関』，東洋経済新報社。
大蔵省財政史室編 [1977b]『昭和財政史――終戦から講和まで――第 7 巻：租税（1）』，東洋経済新報社。
大蔵省財政史室編 [1977c]『昭和財政史――終戦から講和まで――第 8 巻：租税（2）・税務行政』，東洋経済新報社。

(137) 同時に，講和後においても「殺人的税制」と呼ばれていたように，占領期末に多額の減税が行われていたにも関わらず，税負担はいまだに過重であると考えられていた（庭山 [1958:3]）。

大蔵省財政史室編 [1978]『昭和財政史――終戦から講和まで――第 19 巻：統計』，東洋経済新報社。
大蔵省財政史室編 [1980]『昭和財政史――終戦から講和まで――第 10 巻：国庫制度国庫収支；物価；国家公務員給与；預金部資金・資金運用部資金』，東洋経済新報社。
大蔵省財政史室編 [1981]『昭和財政史――終戦から講和まで――第 17 巻：資料（1)』，東洋経済新報社。
大蔵省財政史室編 [1982]『昭和財政史――終戦から講和まで――第 5 巻：歳計（1)』，東洋経済新報社。
大蔵省財政史室編 [1983]『対占領軍交渉秘録　渡辺武日記』，東洋経済新報社。
大蔵省主税局『昭和 24 年度　シャウプ税制使節団提出資料集』その 1～その 3。
大蔵省主税局『主税局統計年報書』各号。
大蔵省主税局 [1949]『日本国租税行政についての一資料』。
大蔵省主税局 [1953]『税制調査会答申書』。
大蔵省主税局調査課 [1952]『昭和の税制改正』，大蔵財務協会。
大蔵省大臣官房調査課『戦後財政史口述資料』（東京大学社会科学研究所図書室所蔵。東京大学経済学部資料室および首都大学東京図書館にも所蔵されている)。
大阪国税時報編集室（塩見俊二著）[1954]『国税の第一線』（高知県立図書館「塩見文庫」所蔵)。
小川忠恵 [1967]「主要地方税の負担構造：住民税の場合」，『都市問題』第 58 巻 11 号，東京市政調査会，pp.27–39。
国税庁『国税庁統計年報書』，国税庁，各号。
国税庁 [1952]『国税庁事業年報書　昭和 24・25・26 年度』，国税庁。
国税庁 [1966]『税務署七十年のあゆみ』，国税庁。
小柳春一郎 [1998]「占領下における軍政部徴税督励」，『獨協法学』第 47 号，pp.117–159。
財政調査会編『国の予算』各年度版。
佐野賀一 [1976]『税金と共に五十年：現場から見た税政史』，晴耕社。
時事通信社 [1994]『時事通信占領期世論調査』第 9 巻，第 10 巻，大空社。
シャウプ使節団 [1949]『日本税制報告書』1～4 巻。
神野直彦・池上岳彦編 [2009]『租税の財政社会学』，税務経理協会。
鈴木武雄 [1960]『現代日本財政史　下巻一』，東京大学出版会。
税制調査会 [1960]『当面の税制改正に関する答申』。
全国税労働組合 [1965]『統一の旗をかかげて』，全国税労働組合。
全商連史編纂委員会・政治経済研究所編 [1981]『民商・全商連の三十年』，全国商工団体連合会。
千木良志気雄 [1985]『戦後の税務行政秘話――元税務署長のメモランダム』，筑波書房。
都留重人 [1952]「サラリーマンと税金」，『文藝春秋』30 巻 8 号，pp. 34–41。
テクスター，ロバート・B 著，下島連訳 [1952]『日本における失敗』，文藝春秋新社。
庭山慶一郎口述 [1958]「講和後における税制改革の構想について」（財務省保有資料)。
平田敬一郎 [1959]「シャウプ告勧のころ」，時事通信社『週刊時事』第 1 巻 10 号，pp.32–37。
平田敬一郎・忠佐市・泉美之松共編 [1979a]『昭和税制の回顧と展望　上巻』，大蔵財務協会。
平田敬一郎・忠佐市・泉美之松共編 [1979b]『昭和税制の回顧と展望　下巻』，大蔵財務協会。
水野勝 [2006]『税制改正五十年――回顧と展望』，大蔵財務協会。
宮島洋 [1986]『租税論の展開と日本の税制』，日本評論社。
吉国二郎 [1996]『税金こぼれ話　わが国の租税変遷体験記』，財経詳報社。
渡辺武 [1966=1999]『占領下の日本財政覚え書』，中公文庫。

参 考 資 料

朝日新聞
読売新聞
国立国会図書館憲政資料室所蔵「日本占領関係資料」
国立国会図書館憲政資料室所蔵「プランゲ文庫」（同文庫内で具体的に利用した文献については本文中に記した）
国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/ （本文で引用した国会の議事録に関しては，同検索システムを利用した）
The Joseph M. Dodge Papers in the Burton Historical Collection of the Detroit Public Library